

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	94 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	75 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	101 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	59 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から同年10月まで

私は、昭和45年11月ごろに、A市役所B出張所で申立期間を含む同年6月から同年11月までの国民年金保険料を一括納付し、私の所持する国民年金手帳の同期間に検認印が押されている。

ねんきん特別便が届き、申立期間が未納と記録されていたので、年金手帳を社会保険事務所(当時)に持参して相談したところ、申立期間の保険料が納付されていることは認めてくれたが、国民年金加入期間では無いため、保険料を還付すると言われた。

申立期間について、私は保険料の還付金は受け取っておらず、また、還付金を受け取るつもりも無いので、国民年金の加入期間と認めて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和45年5月17日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、46年12月2日に喪失していることが資格欄に記載されており、申立期間は国民年金の任意加入期間であったことが確認できる上、同手帳の印紙検認記録欄に申立期間を含む45年6月から同年11月までの検認印が押されており、当時、申立期間の保険料が納付されたことが確認できる。

また、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録をみると、申立期間については国民年金の未加入期間と記録され、申立期間の納付及び保険料が還付されたことを示す事蹟^{じせき}は無く、いずれかの時点において行政機関の事務処理に誤りがあったことが推認される。

さらに、社会保険事務所では、申立人からの相談により、申立期間の保険料

について平成 20 年 9 月に還付決定が行われているが、その合理的理由は見当たらず、また、申立人は還付金の受領を拒否している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月及び同年12月
② 昭和51年1月から同年12月まで

私は、妻と一緒に国民年金へ加入した昭和54年ごろ、今ならさかのぼって20歳の時点から保険料を納付できることを知り、未納であった期間の納付書を受け取り、妻が、受け取った納付書を使用し、妻の保険料と一緒に、55年1月24日及び同年6月18日に金融機関で夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。

私は、現在、当時の領収証書を所持しており、20歳からの全期間納付済みとなっていると思っていた。

それにもかかわらず、申立期間①及び②について未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する国民年金保険料の領収書などから、申立人及びその妻の国民年金加入手続が行われたのは、遅くとも昭和54年3月ごろと推測されるところ、その当時未納であった43年1月から54年3月までの保険料を同年3月から55年6月にかけて3回にわたり納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間②を含む未納保険料をすべて納付する意思を有していたことは明らかである。

また、上述の領収証書のうち、昭和55年6月18日付けの領収証書に記載された納付期間は申立期間②を含む43年1月から51年12月までと記載されている。本来、申立人が納付すべき申立期間②を含む43年1月から51年12月までは108か月であり、その保険料額は43万2,000円となるころ、領収証

書には96か月分38万4,000円と誤った記載がなされており、行政機関の事務処理に誤りがあったことが確認できる。

さらに、申立人に係る特殊台帳を見ると、備考欄に「43.1～51.12 附4条(55.6)」と記載されていたものを、「43.1～50.12 附4条(55.6)」と訂正した記載が確認できるところ、この点につき、社会保険事務所(当時)では、当時、収納情報が社会保険事務所に届いた時点で、納付期間と納付金額が整合しないことに気付き、保険料の不足期間の処理を行い、その際、不足分の納付書を発行したことが考えられるとしており、申立人は、その差額の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和42年11月及び同年12月の保険料も同様に納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人が国民年金の強制加入の被保険者資格を取得しているのは、昭和43年1月15日付けであることが、申立人の所持する国民年金手帳、A市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳に記載されており、申立期間①は国民年金の未加入期間であったことが確認できる。国民年金の未加入期間は、制度上、保険料を特例納付することはできない。

また、申立人が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私が昭和50年3月に会社を退職後、しばらくして夫が市役所で私の国民年金の任意加入手続をしてくれ、その後、夫が私の国民年金保険料を金融機関で納付してくれていた。国民年金に任意加入後は申立期間を含めて夫が保険料を完納してくれた。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金に任意加入した昭和51年12月から60歳に到達するまでの間に未納は無く、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の夫の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は12か月と比較的短期間である。

さらに、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者検認台帳を見ると、申立人は、申立期間直前及び直後の保険料を現年度納付している。

加えて、申立期間直後の昭和53年度の保険料を昭和53年4月に前納しているところ、当該納付を行った時点において、申立期間の保険料を現年度納付することは可能であり、納付意識の高い申立人の夫が時効の到来の早い申立期間の保険料を納付せずに、昭和53年度の保険料のみを一括で前納したと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで

私が勤務していた会社の経営者である義母は、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。集金人はその会社に3か月ごとに訪ねてきて、保険料を収納していた。義母は、義父母、私たち夫婦の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付に関する状況をみると、オンライン記録から、申立期間を除き未納が無いことが確認できる。

また、申立人の保険料を納付したとする義母及び義母と一緒に保険料を納付していたとする義父の納付状況をみると、オンライン記録から、国民年金制度が発足した昭和36年4月から50年12月まで、申立期間を含めて保険料をすべて納付し、同年11月及び同年12月の保険料は、厚生年金保険被保険者期間と重複したために還付されていることが確認できる。

さらに、申立人、その妻及び申立人の義父母の保険料納付時期をみると、同人らの所持する年金手帳の印紙検認欄及びA市の国民年金被保険者名簿の納付記録から、昭和46年4月から50年3月まで同一年月日であることが確認でき、申立期間についても、義母が申立人の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、A市における保険料納付方法は昭和50年4月に印紙検認方式から納付書方式に変更されている上、同年1月から同年3月までの保険料は現年度

納付されているにもかかわらず、特殊台帳では現金納付と記録されているなど混乱が生じていたことが見受けられ、申立期間について何らかの事務的過誤により未納の記録となったことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から42年3月まで

私は、昭和40年1月末で夫が会社を退職したので、子供が小さかったこともあり、退職後すぐ、夫婦二人分の国民健康保険と国民年金の加入手続をした。夫婦二人分の保険料は、最初は郵便局で納めていたように記憶しており、途中から集金人に納めるようになったと思う。

私と夫の国民年金手帳には、昭和40年2月1日に資格を取得となっているのに、社会保険庁(当時)の記録では同年6月20日になっている。また、夫婦二人分の保険料はいつも一緒に納めていたのに、夫の記録は同年6月から納付済みになっているが、私は42年4月から納付済みになっている。夫の保険料だけ納めるとは考えられず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月末で夫が会社を退職後、すぐに夫婦二人分の国民年金加入手続をし、保険料は夫婦二人分を一緒に納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和42年7月7日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同払出簿より確認でき、40年1月末で夫が退職後、すぐに夫婦二人分の国民年金加入手続をしたとする陳述と符合しない。また、この時点で申立期間のうち、同年2月及び同年3月の保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない。

しかし、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの保険料については過年度納付することが可能であり、連番で手帳記号番号が払い出された申立人の夫の納付記録をみると、オンライン記録から、40年6月から42年3月

までの保険料は納付済みの記録となっていることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、この間の保険料納付は過年度納付によるものと考えられるが、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳を見ると、資格取得日が昭和40年2月1日強制加入となっていることから、市では、申立人の夫に厚生年金保険被保険者期間があることを把握していたものとみられ、受給権確保のための過年度納付ではないと考えられる。

さらに、申立人の納付記録をみると、申立期間以外に未納が無く、60歳到達後も高齢任意加入し納付をするなど納付意識の高さがうかがえる。

加えて、夫婦二人分の保険料納付状況をみると、夫婦の所持する国民年金手帳から、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたことが確認でき、申立期間の保険料についても、申立人の夫と一緒に過年度納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年5月まで

私は、A県B市役所で国民年金に加入して納付していたが、昭和48年に結婚してC市D区に転居した後も国民年金保険料を継続して市の集金人に納付していた。それなのに未納とされているのはおかしい。金額は覚えていないが、毎月納付し領収証を受け取っていた。前後に未納期間が複数存在するが、申立期間は納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろにC市D区に転居した後も、転居前と同様に継続して保険料を納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、最初の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月にA県において払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、C市への転居後に当たる申立期間直前の1年分については、現年度納付されていることが特殊台帳の記録から確認できる。この場合、申立期間についても、直前の期間と同様に現年度納付は可能であった。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間の前後に複数未納期間が存在するが、申立人はそれらの未納期間については未納であることを認めており、いたずらに納付済みであることを申し立てているものではない。

これらの点を踏まえると、14か月と比較的短期間である申立期間についても、C市D区に転居した直後の納付済期間と同様の納付がなされていた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの期間、43年1月から同年3月までの期間及び平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで
③ 平成元年1月

国民年金制度が始まる前だったと思うが、夫婦で経営していた店に町内会の班長が訪ねてきて、夫婦二人で加入したような記憶がある。

申立期間①及び②の保険料は、3か月ごとぐらいに町内会の班長の方が年中無休の店に集めに来ていたので、夫婦のうちで店にいる方が納付した。現金を渡すと、年金手帳に領収印を押してくれていたように思う。申立期間③は納付書により銀行で納めたような気がする。

集金に来てくれた時に納付しなかったことは一度も無く、一生懸命に頑張って納付してきたものが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計7か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間337か月のうち、申立期間を除く330か月の保険料を納付済みであり、保険料納付を担っていた申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①及び②については、申立人夫婦の納付記録をみると、市の被保険者名簿においては、申立人については昭和36年4月から同年6月までが、申立人の夫については同年4月がそれぞれ未納の記録となっているのに対し、オンライン記録においては、納付済みと管理されているなど両者の記録に不一致がみられ、行政側の納付記録の管理に混乱が生じていた状況がうかがえる。

また、申立人夫婦について、市の被保険者名簿により確認できる昭和43年度から55年度までの保険料納付日を見ると、いずれも現年度納付であるほか、

1期を除き3か月ごと、納期限内に夫婦同一日に納付していることが確認でき、当時は、集金人に定期的に納付していたものと推定できる。

次に、申立期間③についてみると、オンライン記録の収納日から、申立期間前後は口座振替されていたものと推測される。一方、申立期間③について、残高不足等により振替できなかった場合、社会保険庁（当時）が国庫金納付書を発行し督促を行うことになるが、オンライン記録には申立人に対して納付書が作成された記録は存在しない。

これらの点を踏まえ、申立人夫婦の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間③についてもその前後と同様に現年度納付がなされたものの、行政側の事務的過誤により、未納の記録となった可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金制度が始まる前だったと思うが、夫婦で経営していた店に町内会の班長が訪ねてきて、夫婦二人で加入したような記憶がある。

申立期間①及び②の保険料は、3か月ごとぐらいに町内会の班長の人が年中無休の店に集めに来っていたので、夫婦のうちで店にいる方が納付した。現金を渡すと、年金手帳に領収印を押してくれていたように思う。

集金に来てくれた時に納付しなかったことは一度も無く、一生懸命に頑張って納付してきたものが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計6か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間298か月のうち、申立期間6か月を除く292か月の保険料を納付済みであり、保険料納付を担っていた申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、市の被保険者名簿においては、申立人については昭和36年4月が、妻についても同年4月から同年6月までがそれぞれ未納の記録になっているのに対し、オンライン記録においては、納付済みと管理されているなど両者の記録に不一致が見られ、行政側の納付記録の管理に混乱が生じていた状況がうかがえる。

さらに、申立人夫婦について、市の被保険者名簿により確認できる昭和43年度から55年度までの夫婦の保険料納付日を見ると、いずれも現年度納付であるほか、1期を除き3か月ごと、納期限内に夫婦同一日に納付していることが確認でき、当時は、集金人に定期的に納付していたものと推定できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和48年に、自宅を訪れた区役所職員に国民年金の加入を勧められ、保険料が納められないのであれば免除制度があると言われたので、夫婦の加入手続と免除申請を依頼した。49年後半から家業が軌道に乗り始め、開業時に借り入れた事業資金を返済し終わったので、50年4月から、私が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納付してきた。

夫は昭和50年4月から納付済みになっているのに、私だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月31日に同時に払い出されており、ともに同年1月から申立期間直前の50年3月まで免除期間となっていることから、申立内容と符合する上、基本的に夫婦二人分一緒に国民年金関係の諸手続及び保険料の納付が行われていたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金に加入した当時の状況及び保険料の納付を開始した当時の事情等について、詳細かつ明瞭に陳述し、その内容に特段不自然な点はうかがえない。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫は、申立期間に相当する期間を昭和52年11月に過年度納付するとともに、それ以降60歳期間満了まで保険料を完納しており、申立人は、申立期間後60歳期間満了後の高齢任意加入期間を含めて保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を夫と共に過年度納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に一緒に納付してきたところ、「ねんきん特別便」を見ると、私の昭和47年4月から48年3月までの1年分の保険料だけが未納となっていたので、社会保険事務所(当時)へ行き、夫婦の国民年金手帳を見せて、納付済期間に訂正してもらったと思っていた。

しかし、申立期間が今なお未納のままにされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の所持する国民年金手帳を見ると、結婚後の昭和46年1月以降、申立期間直前の47年12月まで保険料の検認日がすべて同一であることから、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたことをうかがわせる上、一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間は納付済みとなっている。

また、当該年金手帳の昭和47年度の印紙検認台紙は、夫婦共に昭和47年4月から同年12月まで印紙が貼付されたまま切り取られずに残っており、申立期間はともに印紙が貼付されていないところ、申立人の夫に係る特殊台帳を見ると、昭和47年度の欄に、現年度で保険料をすべて納付したことを示す「当年度完納」のゴム印が確認できるにもかかわらず、申立人の特殊台帳では、当該年度の記録がすべて欠落している上、この当時、A市においては、印紙検認から規則検認に切り替わる時期であったことなどを踏まえると、申立人の記録管理に何らかの不備があった可能性も否定できない。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人及びその夫は、結婚以降、申立人の申立期間を除き、60歳期間満了まで保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで

私は、昭和36年8月ごろに実家へ帰省した際、両親が国民年金保険料を集金人に納付しているのを見て国民年金制度があることを知り、帰宅してから区役所出張所で国民年金に加入し、国民年金手帳を受け取った。

当時の保険料は月額100円であり、加入後は、保険料を半年又は1年ごとにまとめて当該出張所の窓口で納付してきたのに、上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する昭和36年12月20日発行の国民年金手帳を見ると、昭和36年度から40年度までのすべての印紙検認記録欄に、申立人が区役所出張所で保険料を現年度納付していたことを示す検認印が確認できない上、右側の印紙検認台紙が昭和40年の日付とみられる検認印で割り印されて切り取られており、申立人の所持する国庫金(過年度保険料)領収証書のうち、最も古い時期に納付したとみられる領収証書には、同年7月9日付けの郵便局の領収印が確認できることから、申立人は、このころから過去の未納期間に係る過年度保険料の納付を開始したものとみるのが自然である。

また、昭和40年7月9日付け領収印のある当該領収証書に記載された保険料の納付期間は、納付日時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間①直後の38年4月から同年9月までとなっており、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手

帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間②について、申立人の所持する一連の領収証書を検証すると、申立期間①直後の昭和38年4月から43年3月までについて、申立期間②を除き、6回にわたり保険料を順次過年度納付しており、申立人の未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間②は6か月と短期間である上、前後の期間は納付済みであり、その後60歳期間満了となる平成12年*月まで保険料の未納が無いことなどを踏まえると、申立人が申立期間②の保険料を過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年3月まで
妻は、結婚後、第3号被保険者として既に国民年金に加入していたが、私は、会社を退職後、国民年金に加入した。申立期間当時のことはよく覚えていないが、妻が国民年金保険料を納付しているのに、私だけが未納とされているのは不思議でならない。詳しく記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳を見ると、平成9年1月20日に交付されていることから、この日に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される上、その7日後の同年1月27日に国庫金（過年度保険料）納付書が作成されていることが社会保険庁の記録により確認できる。この時点において、申立期間の保険料は、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料であり、申立人の妻は、申立期間は過年度により保険料を納付している。

また、申立人及びその妻の免除記録をみると、申立期間直後の平成8年4月から9年3月までの申請免除期間は、申立人の加入手続が行われたとみられる時期に、夫婦同時にさかのぼって免除処理が行われていることが確認できることから、申立期間に相当する妻の過年度保険料は、このころに納付されたものと考えられる。

さらに、申立期間は1年4か月と比較的短期間である上、申立人及びその妻は、結婚後の厚生年金保険及び第3号被保険者との切替手続等を適切に行っており、年金制度に対する関心の高さがうかがえることなどを踏まえると、申立期間の保険料は、妻と共に過年度納付されていたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月
② 昭和63年10月から同年12月まで
③ 平成元年2月から2年2月まで

自分で毎月、区役所の窓口又は金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされている。

また、区役所に行った際、隣の窓口から、「保険料が1回でも納付していないと年金は支給されない。」との会話が聞こえたので、すぐに社会保険事務所（当時）に出向き、未納期間の確認を行った。

その際、未納期間の保険料を分割して納付することができると聞き、その後、納付書に現金を添えて、金融機関で何回かに分けて保険料を納付したにも関わらず、申立期間③の保険料が未納とされている。

所持する領収証書を見ると、平成4年4月15日に10万8,800円、同年5月7日に10万8,000円と2か月で20万円以上の保険料を納付しており、どうでもよければこのような大金を納付したりはしない。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年5月28日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①及び②は、それぞれ1か月及び3か月と短期間である上、いずれも前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号払出以降、厚生年金保険から種別変更後の一部期間及び申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、特に平成9年度からの保険料については前納しているなど納付意識の高さがうかがえる。

これらのことから、納付意識の高い申立人が、短期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立期間③について、申立人所持の領収証書を見ると、当該期間直後の平成2年3月から3年3月までの期間及び同年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、それぞれ同年4月15日及び同年5月7日に過年度納付していることが確認でき、これらの過年度納付の時点において、申立期間③の保険料は時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったところ、昭和62年2月ごろに別の手帳記号番号がA区で払い出されていることが確認できるものの、この手帳記号番号による納付事蹟^{じせき}は見当たらない。

さらに、申立人から申立期間③の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

国民年金の加入時期ははっきり覚えていないが、結婚後、妻が自身の加入手続を行った後、少し遅れて私の分の手続を行ったはずである。

申立期間の保険料については、納付した時期ははっきり覚えていないが、加入した時にもらった納付書により、妻が銀行で一括して納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、妻が一括して納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 5 月 11 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、結婚後における申立人及びその妻の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間以外に未納は無く、納付を担っていた申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人の妻の当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、特殊台帳を見ると、申立期間について、「56 催」と納付催告の記録があり、納付書が発行されていたことが確認できることから、納付意識の高かった申立人の妻が、納付書を交付されながら未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和36年ごろA市に引っ越してきたが、その1年ないし2年後の37年又は38年ごろに自宅に市の職員が来て、国民年金に加入するように言われて、私がA市役所の出張所に出向いて夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

加入手続の際、職員から今までの未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞いたので、私が金融機関又は市役所の窓口で納付書により1年又は2年分の保険料約5,000円を納付したように覚えている。

その後は、集金人又は納付書により、私が夫婦二人分の保険料を納付していたことを覚えている。

私は、夫と同じように保険料を納付していたのに、夫が納付済みと記録されていて、私だけ申立期間の保険料が未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までについて、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号が払い出された被保険者の国民年金資格取得日などから、41年12月から42年3月までの間に夫婦連番で払い出されたことが推認され、手帳記号番号が払い出された時点において、41年4月以降の保険料は、現年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間当時、自身が夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述しているところ、申立人の夫に係る特殊台帳の記載から、夫は申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの保険料を特例納付以外の方法で納

付していることが確認でき、申立人が国民年金加入当時にその夫の当該期間の保険料を現年度納付及び過年度納付により納付したものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 42 年 4 月以降の国民年金加入期間に未納は無く、その夫の厚生年金保険被保険者期間の任意加入被保険者への種別変更手続も適切に行うなど、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

加えて、夫婦二人分の保険料納付を担っていた納付意識の高い申立人が、夫の保険料のみ納付して、自身の保険料を納付しなかったと考え難いところ、上述のとおり、申立人及びその夫の国民年金加入手続は早くても昭和 41 年 12 月ごろに行われたことが推認され、当時、夫が納付済みと記録されている 40 年 4 月から 41 年 12 月までの夫婦二人分の保険料を納付するのに必要な保険料額は、申立人が記憶する加入時に納付したとする金額におおむね一致する。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までについて、申立人は、37 年又は 38 年ごろに、自身で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った上、当時、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後の夫婦二人分の保険料を、集金人等に納付していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、早くても昭和 41 年 12 月ごろに払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付できず、大半の期間の保険料については、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立期間に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和42年3月の結婚後、妻が納付してくれていた。妻が、43年1月に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続をしてからは、妻が夫婦二人分の保険料を自宅に来る集金人に納付するようになった。

申立期間についても、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと思うので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、結婚後の昭和42年4月から60歳に到達するまでの間、保険料を完納している上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、申立人の保険料を納付していたその妻も、申立期間直前の昭和43年2月に国民年金に再加入し、申立期間を含む同年2月から平成12年7月までの保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料を納付済みであり、当時、申立人の保険料を納付していたその妻が、申立期間の保険料も一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私の独身時代に姉が、私の国民年金加入手続きをしてくれたと思うが、結婚するまでの間の国民年金保険料を納付していたかどうか定かでない。

しかし、結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、申立期間の保険料についても、妻が自宅に来る納付組合の集金人に保険料を納付していたと思う。

申立期間について妻が納付済みと記録されているにもかかわらず、私だけが未納と記録されていることに納得できない。

申立期間の保険料は、妻が納めているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間直後の昭和44年4月から60歳に到達するまでの間、平成8年7月を除き、国民年金保険料をおおむね完納しており、申立人の保険料を納付していた申立人の妻の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の保険料を納付していたその妻は、自身の申立期間の保険料を昭和44年1月に一括で現年度納付していることが妻の所持する国民年金手帳の検認印で確認できるところ、申立人の申立期間の保険料も現年度納付が可能な期間であり、納付意識の高い妻が、申立人の保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

さらに、A市では、申立期間当時、納付組合による集金制度が存在していたとしており、申立人及びその妻の陳述と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 51 年に会社を退職してから国民年金に加入した。加入後は 1 か月も欠かさず保険料を納付している。当時の領収証等は残っていないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月に国民年金に加入して以降、継続して国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、オンライン記録をみると、申立人は昭和 51 年 3 月 22 日に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料は現年度納付しており、申立期間の前後を通じて生活状況に変化が認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は昭和 51 年 3 月の保険料を同年 7 月に、52 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 11 月に過年度納付していることが特殊台帳より確認でき、納付漏れがあった場合、過年度納付をしていることから、申立期間のみを未納のままとしておくとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から44年3月まで
学校を卒業してから結婚するまで、家の商売を手伝っていた。両親が国民年金に加入していたので、母が私の分も掛けてくれていた。近所のおばさんが2か月又は3か月ごとに集金に来ていた。しかし、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとする母親の納付記録をみると、申立期間を含む20年以上にわたる国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間を除く加入期間480か月間（高齢任意加入期間を含む。）の保険料は納付済みであるほか、父親及び妹についても、各々の加入期間の保険料を完納していることがオンライン記録から確認できることから、申立人一家の年金制度に対する理解は深く、納付意識が高かったものと推定できる。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和44年8月30日に行われたことが、同人が所持する年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、手続時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった。

また、申立期間に後続する6か月間の保険料は、加入手続直後の昭和44年10月に現年度納付されていることが、申立人が所持する年金手帳の検認印から確認できるとともに、納付した市では、当時、集金人による過年度保険料の取り扱いが可能であったとしている。

以上の点を踏まえ、申立人の母親の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間については、過年度納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社に入社し、51年4月1日に同社B支店に転勤した。

社会保険庁（当時）の記録によると、A社B支店に転勤した昭和51年4月1日から同年5月1日までが厚生年金保険に未加入とされているが、50年4月1日から現在まで同社に継続して勤務していることは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る社会保険被保険者台帳の記録、同社が加入しているC国民健康保険組合の記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にA社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和51年5月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人に係る賃金台帳及び源泉徴収簿等については保存期限経過のため存在していないが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日

が昭和 51 年 5 月 1 日とされているのは届出遅れで、申立人については同年 4 月の厚生年金保険料を控除したが、社会保険事務所には納付していない。」旨回答していることから、事業主が昭和 51 年 5 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年7月から同年9月までの期間及び同年11月から15年1月までの期間を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成14年7月から同年9月までの期間及び同年11月から15年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から15年5月16日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。
給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書又は事業所保管の賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成14年7月から同年9月までの期間及び同年11月から15年1月までの期間については16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年10月及び15年2月から同年4月までの期間については、給与明細書又は賃金台帳から求められる標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年4月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年4月5日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。資格取得日が昭和31年4月5日と記載された厚生年金保険被保険者証を持っており、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが推認される。

また、申立人は、昭和31年4月5日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を所持している。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和31年4月5日と記載されており、訂正の事蹟^{じせき}は無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に対し、前述の被保険者証に記載されている被保険者台帳記号番号と同一の昭和31年4月5日を資格取得日とする記号番号が記載されているところ、当該取得日については同年10月1日に訂正されているが、当該訂正を行った年月日及び理由は確認することができない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和31年4月5日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年10月の社会保険事務所の記録から5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月8日、資格喪失日に係る記録を同年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年7月は4万8,000円、同年10月は6万円、同年11月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和45年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和45年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月8日から同年8月1日まで
② 昭和45年10月27日から同年12月25日まで

社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。申立期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支給明細書及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間①及び②において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和45年10月27日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間②は適用事業所ではない期間に当たる。しかしながら、上記複数の同僚は、当該期間も同社の従業員数は5名以上であったとしていることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び

保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和 45 年 7 月については 4 万 8,000 円、同年 10 月については 6 万円、同年 11 月については 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月21日から同年5月21日まで

社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が平成7年3月21日から8年3月21日までとされているが、同年5月20日まで勤務していたはずである。

平成8年5月分の給与支給明細書には保険料控除額及び支給日も記載されているので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において、A社で勤務していたことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の保険料控除方法は翌月控除であったと考えられると回答しているところ、申立人提出の給与支給明細書をみると、申立期間のうち、平成8年4月に係る厚生年金保険料(1万6,500円)が同年5月24日に支給された給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人提出の「書類送付御案内」をみると、申立期間を含む平成8年1月から同年5月までの源泉徴収票を9年2月26日付けで申立人に送付していることがわかるほか、上記のとおり申立人がA社において継続して勤務していることから判断すると、8年3月に係る厚生年金保険料も同年4月と同様に控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和41年1月17日から50年8月31日まで、A社に正社員として在籍していた。

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における資格喪失日が昭和50年8月31日となっており、同年8月が未加入期間とされている。

昭和52年当時にA社からもらった証明書のとおり、50年8月の厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の当時の代表取締役社長発行の証明書（昭和52年5月11日付け）により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記証明書によると、「申立人の退職月である昭和50年8月まで厚生年金保険料を控除していた。」旨の記載が確認できる上、後の事業主からもこれと符合する旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、「当時の厚生年金保険料控除方式は当月控除であり、退職月の給与から1か月の保険料が控除されていた。」旨陳述しているところ、同僚からもこれと符合する陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成16年6月に閉鎖している上、申立期間当時の事業主も死亡しているため確認することはできないため不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和50年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格取得日に係る記録を昭和34年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月26日から35年1月11日まで

私は、昭和26年7月10日にA社に入社し、平成元年6月26日に退職するまで同社で継続して勤務した。しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答をもらった。申立期間も厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の退職者一覧台帳及び同僚の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（A社本社から同社B部門へ異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社本社から同社B部門への異動日については、申立人は、「昭和34年12月25日にA社本社で同年12月分の給料を受け取り、その後同社B部門に転勤した。」と具体的に記憶していること、及び同僚の陳述内容などから判断すると、同年12月26日に同社本社から同社B部門に異動し、同日付けで、同社B部門において申立人の資格取得の手続を行うべきであったものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門における昭和35年1月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年8月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和40年8月1日にA社C工場から同社本社D部門に転勤した。しかしながら、同社本社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月1日からしか私の厚生年金保険の記録が無く、1か月空白とされている。同年8月31日以前の期間に本社で勤務していた者は、同社B工場で厚生年金保険に加入させていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の人事記録、出勤簿及び複数の同僚の陳述から、申立人は、同社に継続して勤務(昭和40年8月1日にA社C工場から同社本社へ異動。)していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間当時、当社本社に異動してきた者は本社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和40年9月1日までの期間は、既に適用事業所となっていた当社B工場で資格を取得させていた。正社員として在籍していた者は全員途中で資格を喪失させることなく、継続して厚生年金保険に加入させているはずである。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立期間に申立人と共にA社本社で勤務していた複数の同僚は、昭和40年8月以前の期間において同社B工場での厚生年金保険加入記録が確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料等が残っておらず不明である旨を回答しているものの、申立期間のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年5月から16年8月までについては、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月15日については1,000円、17年7月16日については1万4,000円、同年12月16日については1万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年5月1日から16年9月1日まで
② 平成16年12月15日
③ 平成17年7月16日
④ 平成17年12月16日

申立期間①は、給与の減額もなく、22万円に見合う厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、標準報酬月額が9万8,000円となっている。

申立期間②は1万2,000円、申立期間③は1万4,000円、申立期間④は1万3,000円の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが社会保険庁には記録が無い。

申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立

てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、申立人提出のA社における給与明細書の保険料控除額から、申立人は、申立人主張の標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④については、申立人提出のA社における賞与明細書の保険料控除額から、申立期間②は1,000円、申立期間③は1万4,000円、申立期間④は1万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしていることから、事業主は、給与明細書及び賞与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額又は賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額又は賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月15日から52年2月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は同社C支店から同社B支店に異動になった直後に同社D支店に応援に行っていた期間である。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和51年11月15日にA社C支店から同社B支店に異動発令。赴任日は同年12月15日。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付事務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとして、事業主が昭和52年2月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る51年12月及び52年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）本社における資格取得日に係る記録を昭和32年11月20日に、資格喪失日に係る記録を33年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月20日から33年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、A社C事業所から同社D事業所への事業所移転に伴い異動となった時期である。

申立期間についても、A社で継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和32年11月20日にA社C事業所から同社D事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社C事業所は昭和32年11月20日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、同社D事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは33年6月1日であり、申立期間においては、どちらの出張所も適用事業所となっていない。しかし、B社の人事担当者は、「継続して勤務しているにも関わらず申立期間のみ保険料控除を行っていないとは考え難く、申立期間については、本社において加

入させるべきであり、資格の取得及び喪失に係る事務手続を誤った可能性がある。」と陳述していることから、申立人は、申立期間については、A社本社において厚生年金保険の被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所及び同社D事業所における昭和32年10月及び33年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、被保険者資格の取得及び喪失に係る事務手続を誤った可能性があるとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年11月から33年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、平成9年3月31日まで期限付きの臨時社員として勤務し、同年4月1日からは正規の社員として勤務した。

期限付き臨時社員から正社員に切り替わる時期である申立期間についても、A社に継続して勤務しており給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の辞令及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、「申立人のように期限付き臨時社員から正社員に切り替わる場合は、平成9年4月1日付けで資格喪失届を提出するはずである。」と陳述している。

さらに、申立人と同様に、平成9年4月1日付けでB組合の組合員資格を取得している者9人についてオンライン記録をみると、申立期間において、9人全員がA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、これら9人のうち聴取できた3人は、「平成9年4月1日は期限付き臨時社員から正社員に切り替わった時期である。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年2月のオンライン記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成9年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和45年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月21日から46年2月1日まで

私は、A社に昭和39年4月1日から平成17年5月31日まで継続して勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では、同社B支店から同社本店に転勤した昭和45年12月21日から46年2月1日までが厚生年金保険に未加入とされている。同社に勤務している間は毎月、厚生年金保険料を控除されていたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の在籍証明書、人事記録表及びC国民健康保険組合D事務所提出の被保険者期間証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年12月21日にA社B支店から同社本店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年6月1日まで
亡夫は昭和20年10月25日に、A社D支店に入社し、25年4月1日に同社C支店へ転勤となった。

B社で保管されている当時の人事記録でも異動日は昭和25年4月1日となっており、C支店での記録が同年6月1日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された人事カード及び社員台帳の記録から判断すると、申立期間も申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年4月1日にA社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主より提出された社員台帳の記録から、2,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月5日から26年11月12日まで
② 昭和29年2月1日から30年5月26日まで
③ 昭和31年2月5日から33年11月21日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無い。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前及び中間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人は、7回の被保険者期間のうち、最初及び中間の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたとする昭和34年3月25日の7日後にはD社に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、C社退職時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を平成17年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月21日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成17年4月21日から勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支給明細書及びB社の親会社であるC社人事記録等から判断して、申立人がD社及びA社に継続して勤務し（平成17年4月21日にD社からA社に移籍。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成17年5月の給与支払明細書の保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成17年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月2日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところA社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和43年4月に入社し、申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和43年9月2日にA社本店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社の賃金台帳の保険料控除額及び申立人のA社C支店における昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとして、事業主が昭和43年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日は、昭和40年9月1日であると認められることから、同事業所における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和36年7月から40年8月までに係る標準報酬月額については、36年7月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から37年9月までは1万4,000円、同年10月から38年9月までは2万2,000円、同年10月から39年9月までは2万6,000円、同年10月から40年8月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月23日から同年11月1日まで
② 昭和36年7月1日から40年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同事業所には、昭和32年3月23日から40年9月1日まで勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、複数の同僚の陳述、申立人が所持する表彰状及び社員旅行の写真から判断すると、申立人が昭和40年8月31日までA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和36年7月1日と記録されているが、同名簿の標準報酬月額の変遷欄には、当該資格喪失日以降の同年10月から41年10月までの5回にわたる標準報酬月額の定時決定の記録があり、二重線で取り消されている。

しかし、社会保険事務所において、かかる取消処理を行う合理的理由は無く、当該処理は有効なものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和40年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和36年7月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から37年9月までは1万4,000円、同年10月から38年9月までは2万2,000円、同年10月から39年9月までは2万6,000円、同年10月から40年8月までは3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和32年3月23日からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和32年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社は、厚生年金保険の新規適用以前に厚生年金保険料を給与から控除したとは考え難いとしている。

さらに、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年8月17日から30年2月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を29年8月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月1日から30年2月1日まで
② 昭和32年2月2日から35年5月まで

私は、申立期間①において、A社で、C業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

また、申立期間②において、D社（現在は、E社。）で、F職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

なお、昭和32年10月から33年7月までは休職したが、取締役の了解を得た上での休職であり、その後、復職している。休職期間も厚生年金保険に加入し、保険料を支払っていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管する申立人に係る労働者名簿及び失業保険被保険者離職票により、申立人がA社において昭和29年8月17日から30年8月16日まで勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「申立人が勤務していた昭和29年8月17日から30年8月16日までについて、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」旨の回答をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、29年8月17日から30年2月1日までの厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和 29 年 8 月 17 日から 30 年 2 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 28 年 2 月 1 日から 29 年 8 月 17 日までについて、上記労働者名簿により、申立人は同年 8 月 17 日に A 社に雇用されたことが確認できるほか、申立人が名前を挙げた同僚及び A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、連絡先が分かった同僚 6 人に照会を行ったが、いずれも具体的な勤務期間等は覚えていない旨の陳述をしており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 11 月 1 日である。

さらに、上記被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和 28 年 2 月 1 日から 29 年 8 月 17 日までにおいて事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、E 社が保管する D 社に係る健康保険被保険者台帳によると、申立人は昭和 32 年 2 月 2 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 30 年 10 月 12 日に資格を取得した後、32 年 2 月 2 日に資格を喪失し、健康保険被保険者証を返却したことを示す「証返」の押印が確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は連絡先が不明であり、申立人が申立期間中に休職した際に了解を得たとする取締役は既に亡くなっているほか、申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、連絡先が分かった 9 人に照会を行ったが、回答があった 6 人はいずれも申立人のことを覚えておらず、申立

人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について明らかにすることはできなかつた。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 28 年 2 月 1 日から 29 年 8 月 17 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和40年4月1日に入社し、申立期間も含め継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員人事台帳、健康保険及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和41年6月1日にA社から同社B事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月21日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社から親会社のA社に転籍した平成7年5月21日から同年7月1日までについて加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出されたタイムカードの写し及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（平成7年5月21日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年7月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に誤りがあったとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月15日に、資格喪失日に係る記録を同年4月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月15日から同年4月18日まで

A社で働いていた期間について社会保険事務所(当時)に期間照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和41年3月15日から勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、昭和41年3月15日にA社に入社しているが、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続は同年4月18日に販売子会社のB社へ異動した際に行った。A社ですべての給与計算処理を行っているので、保険料は入社月から控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立どおりの被保険者資格取得届を提出していないことを認めてい

る上、仮に、事業主から申立人に係る資格取得届が提出された場合には、その後、資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年6月13日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社C支社から同社B工場に転勤となり、同社B工場で勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和44年4月13日に入社し、平成17年7月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与支給明細、雇用保険の記録及び同僚証言から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA社C支社から同社B工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に誤りがあったとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社から関連企業であるC社に転籍した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、A社から、新たに設立されたC社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、昭和58年10月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C社の新規適用時に被保険者資格を取得している14人の従業員は、申立人を含めて全員が、転籍元の事業所であるA社で昭和58年9月21日に資格を喪失している。

この間の事情について、B社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格の喪失及び転籍先での資格の取得の手

続を行っていたところ、C社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年8月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が昭和58年9月21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社から関連企業であるC社に転籍した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、A社から、新たに設立されたC社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、昭和60年5月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C社の新規適用時に被保険者資格を取得している11人の従業員のうち、申立人を含めて10人が、A社からの転籍者であり、同社で昭和60年4月21日に資格を喪失している。

この間の事情について、B社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格の喪失及び転籍先での資格の取得の手

続を行っていたところ、C社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年3月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が昭和60年4月21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社から関連企業であるC社に転籍した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、A社から、新たに設立されたC社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、昭和60年5月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C社の新規適用時に被保険者資格を取得している11人の従業員のうち、申立人を含めて10人が、A社からの転籍者であり、同社で昭和60年4月21日に資格を喪失している。

この間の事情について、B社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格の喪失及び転籍先での資格の取得の手

続を行っていたところ、C社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年3月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が昭和60年4月21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社から関連企業であるC社に転籍した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、A社から、新たに設立されたC社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、昭和62年6月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C社の新規適用時に被保険者資格を取得している7人の従業員のうち、申立人を含めて6人が、A社からの転籍者であり、同社で昭和62年4月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、B社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格の喪失及び転籍先での資格の取得の手

続を行っていたところ、C社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年3月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が昭和62年4月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社から関連企業であるC社に転籍した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、A社から、新たに設立されたC社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、昭和62年6月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C社の新規適用時に被保険者資格を取得している7人の従業員のうち、申立人を含めて6人が、A社からの転籍者であり、同社で昭和62年4月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、B社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格の喪失及び転籍先での資格の取得の手

続を行っていたところ、C社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年3月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が昭和62年4月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のC社（現在は、B社。）における資格喪失日は、平成4年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、C社からD社に転籍した時期である。両社はともにA社（現在は、B社。）の関連企業であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在職証明書及び社員台帳から、申立人は、申立期間もA社及びC社等の同社関連企業に、継続して勤務していたことが認められる。

また、C社及びD社が申立期間当時加入していたE厚生年金基金の記録によると、申立人は、平成4年4月1日に、C社で同基金の加入員資格を喪失し、同日にD社で同資格を再取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E厚生年金基金は、「申立期間当時も、事業所から当基金に提出される届出書類は、複写式のものを使用しており、当基金に提出されたものと同内容の書類が社会保険事務所にも提出されたはずである。」と回答している。

加えて、雇用保険の記録によると、C社における申立人の離職日は平成4年3月31日であり、厚生年金基金の加入員資格喪失日の記録と符合する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、平成4年4月1日に申立人がC社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における平成4年2月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA社より分離したC社に期間を空けずに移籍した。しかし、記録では7年12月が未加入とされている。

申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD厚生年金基金加入員記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の事務手続担当者は、平成7年12月分の申立人に係る給与から保険料の控除を行っていたことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って平成7年12月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA社より分離したC社に期間を空けずに移籍した。しかし、記録では7年12月が未加入とされている。

申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD厚生年金基金加入員記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の事務手続担当者は、平成7年12月分の申立人に係る給与から保険料の控除を行っていたことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って平成7年12月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA社より分離したC社に期間を空けずに移籍した。しかし、記録では7年12月が未加入とされている。

申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD厚生年金基金加入員記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の事務手続担当者は、平成7年12月分の申立人に係る給与から保険料の控除を行っていたことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年11月の社会保険事務所の記録(当時)から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って平成7年12月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA社より分離したC社に期間を空けずに移籍した。しかし、記録では7年12月が未加入とされている。

申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD厚生年金基金加入員記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の事務手続担当者は、平成7年12月の申立人に係る給与から保険料の控除を行っていたことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年11月の社会保険事務所の記録(当時)から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って平成7年12月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA社より分離したC社に期間を空けずに移籍した。しかし、記録では7年12月が未加入とされている。

申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD厚生年金基金加入員記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の事務手続担当者は、平成7年12月分の申立人に係る給与から保険料の控除を行っていたことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って平成7年12月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和60年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月17日から同年5月17日まで

私は、昭和50年4月1日から平成20年2月末までA社に継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、昭和60年4月17日から同年5月17日までが厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を含む昭和57年3月25日から60年5月17日までは、A社C支店に勤務しており、同年5月17日に同社D支店へ転勤した。

申立期間においてA社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたものと確信しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が作成し、保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、申立人に係る社員台帳（人事記録）、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和60年5月17日にA社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和60年3月の社会保険事務所（当時）の記録から36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年5月7日まで
② 昭和31年7月30日から同年8月1日まで

私は、昭和28年11月21日にA社に入社し、55年3月末に退社するまで継続して勤務していた。

社会保険庁(当時)の記録によると、A社B工場に勤務していた期間のうち、同社C工場から異動してきた当初の昭和31年4月1日から同年5月7日までの期間(申立期間①)、及び同社D部門へ異動する前の同年7月30日から同年8月1日までの期間(申立期間②)が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことに間違いはないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿、雇用保険の記録、及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和31年4月1日にA社C工場から同社B工場に異動、同年8月1日に同社B工場から同社D部門に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、申立人のA社B工場における昭和31年5月の社会保険事務所(当時)の記録から1

万円、申立期間②については、申立人の同社B工場における同年6月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月20日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は、同社B工場から同社本社への転勤時であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和41年7月1日にA社B工場から同社本社へ異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和41年6月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が、厚生年金基金の記録と異なっていることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、定時決定によって、昭和 61 年 10 月 1 日に 26 万円、63 年 10 月 1 日に 30 万円と改定されている。

一方、申立人に係るB厚生年金基金の加入員記録をみると、申立人の標準報酬月額は、上記被保険者名簿に記録されている2回の定時決定の間において、随時改定によって昭和 62 年 8 月 1 日に 26 万円から 30 万円に改定されていることが確認できる。

また、B厚生年金基金は、申立期間当時、定時決定及び随時改定に係る届出用紙は複写式であったとしている上、上記被保険者名簿を見ると、昭和 62 年 8 月 1 日に、随時改定によって標準報酬月額が改定されている被保険者が複数確認できることから、申立人について当該随時改定が社会保険事務所に記録されていないのは不自然である。

さらに、社会保険事務所は、「B厚生年金基金の記録から、申立人の標準報酬月額を 26 万円から 30 万円に改定する随時改定に係る届出が、社会保険事務所にもあったと推測されるところ、何らかの事務的過誤により、被保険者名簿に記録されなかった可能性がある。」としている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額を昭和 62 年 8 月 1 日に 30 万円に随時改定する旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 30 万円と訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月24日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、平成18年3月24日にA社で支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、当該賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年3月24日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月27日から37年1月16日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間はA社C工場から同社D事務所に転勤した期間であり、A社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在職証明書及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和37年1月16日にA社C工場から同社D事務所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年11月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和36年12月27日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。申立期間は、同社C支店から同社本店へ異動した時期であり同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和35年4月1日にA社C支店から同社本店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年2月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和35年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から49年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B事務所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。同社には、昭和49年6月30日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事務所における申立人の元上司の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間も同社B事務所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該上司は、「申立期間当時も申立人の職務内容及び勤務時間等に変化は無く、申立人を厚生年金保険から脱退させる特段の事情も無かった。」と陳述している。

さらに、A社の事業主及び当時の経理担当者からは、「いったん、厚生年金保険の被保険者資格を取得させた従業員を退職する前に資格を喪失させることはなく、申立期間に係る保険料も給与から控除していたと考えられる。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び当時の経理担当者は、保険料を納付したと回答しているものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和48年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から49年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年11月1日）及び資格取得日（昭和40年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から40年3月1日まで
私は、昭和36年2月から41年10月末まで、A社に継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）でA社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B社C支店からB社D支店へ異動した時期と重なる昭和39年11月1日から40年3月1日までの4か月が厚生年金保険の未加入期間となっている。昭和39年10月からB社D支店に異動し、申立期間中も継続して勤務しており、当然に給与から厚生年金保険料を控除されていたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和36年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、39年11月1日に資格を喪失後、40年3月1日に同社において資格を再取得しており、39年11月1日から40年3月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録により、申立人が申立期間を含めA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の上司から、申立人はA社の社員としてB社D支店が開店した昭和39年10月ごろにB社C支店から異動した旨の陳述が得られたほか、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期にB社D支店に異動

し、同質の業務に従事していた同僚の厚生年金保険加入記録に空白期間は生じていないことが確認できる。

さらに、当時、A社の社会保険事務担当者から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は引き続き給与から控除していた旨の陳述が得られた。

これら含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年11月から40年2月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和41年4月1日にC社に入社し、関連会社への転籍はあったが、現在のB社を平成12年6月20日に退職するまで継続して勤務した。しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、関連会社であるA社からD社への転籍の際に1か月の空白期間がある。厚生年金保険料も継続して控除されていたので、申立期間を厚生年金保険料の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の「企業年金給付額概算書」及び複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務（昭和45年10月1日にA社からD社に転籍。）していたことが認められる。

また、商業登記簿及びB社提出の「B社の沿革」の記載内容から判断すると、A社、D社及びC社はそれぞれ関連会社であったことが推認される。

さらに、B社は、「当時の資料が無く詳細は不明であるが、申立人は申立期間後の昭和46年10月1日にD社からC社へ転籍となっており、転籍後のC社が保管していた同年分賃金台帳によると、当該転籍時における最初の給料（昭和46年10月分）から厚生年金保険料を控除していることが確認できる。保険料控除方式は、関連会社も含めて当時は翌月控除であり、本来、最初の給与からは控除しない厚生年金保険料を控除していることを踏まえると、申立期間に

においても転籍後の事業所(D社)で転籍前の45年9月に係る保険料を控除していたと考えられる。」旨を回答しているほか、複数の同僚から「申立人は申立期間も継続して勤務していたので、保険料も同様に控除されていたはずである。」旨の陳述も得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「関連会社間の転籍において、申立人の資格の取得及び喪失の手續に過誤があった。」と回答していることから、事業主が昭和45年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月10日から40年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、昭和38年4月1日に入社し、平成12年12月31日に定年退職するまで継続して勤務した。申立期間は、同社C事業所D室E職として勤務していた時期である。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在職期間証明書、人事記録、雇用保険の記録及び同僚の厚生年金保険加入記録等から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、同事業所から同事業所D室に異動した昭和39年6月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同社の複数の元従業員が、D室の給与及び社会保険に係る事務はC事業所で行っていたと陳述しているところ、申立期間にD室に在籍していた従業員は、D室に在籍のままE職としてF県で勤務していた申立人を除いて、4人全員がC事業所において被保険者であったことが確認できる。

また、G健康保険組合発行の健康保険資格喪失証明書から、申立人は申立期間も継続して、同組合において健康保険被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間も厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和39年6月10日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から40年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成17年7月25日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払いの事実が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の支払いを社会保険事務所に届けておらず、保険料も納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成17年7月25日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払いの事実が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料控除額から、39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の支払いを社会保険事務所に届けておらず、保険料も納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成17年7月25日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払いの事実が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の支払いを社会保険事務所に届けておらず、保険料も納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に平成18年8月31日まで勤務していたので、資格喪失日が翌9月1日になるはずだが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年8月31日になっており納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは、同社発行の退職証明書により確認できる。

また、申立人から提出されたA社から振り込まれた給与額が記録されている銀行通帳の写しを見ると、厚生年金保険の資格取得月である平成18年3月分及び同年4月分の給与振込額は同額となっていることから、保険料は当月控除であったと推定でき、同年7月分及び同年8月分の給与振込額も同額となっていることから、同年8月分の給与からも同年7月と同額の保険料が控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成18年7月の社会保険事務所（当時）の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成18年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失届として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月26日から同年12月4日まで

私は、昭和33年3月18日にA社に入社し、平成6年12月31日に退職するまで継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。昭和44年11月26日付けで同社D支店から同社C支店に転勤した際の処理ミスと思われるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された在職証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年11月26日にA社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 37 年 10 月 21 日まで

平成 21 年 3 月 11 日に「ねんきん特別便」を持参し社会保険事務所（当時）に出向いたところ、昭和 32 年当時 2 か月ほど勤めていた厚生年金保険加入記録漏れが見つかり記録の統合をしてもらった。その後に勤務した A 社の厚生年金保険加入期間については脱退手当金支給済みとの回答を受けたが、私自身、脱退手当金を受給した記憶は無い。

当時、脱退手当金という給付制度そのものを知らなかった。

もし、脱退手当金を受給したのであれば、前職の分も一緒に請求しているはずだと思うのに、このように記録されていることが信じられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 7 か月半後の昭和 38 年 6 月 6 日に支給されたこととなっているほか、A 社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 8 名中 1 名（申立人を除く）と少なく、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳

記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和 38 年 6 月 6 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 37 年 10 月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和58年7月31日は日曜日であり出勤しなかったが、同日付けで同社を退職しており、同年7月の厚生年金保険料が控除されたことが記載されている給与明細書を所持しているため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社での申立人の元上司は、「申立人は、月末付けで退職したと思う。」と陳述しており、また、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時は、月末付け又は給与締日の20日付けで退職する者が多かった。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和50年以降に資格を喪失している74人の元従業員のうち、月初めに資格を喪失している者は14人、21日に資格を喪失している者は22人であるのに対し、月末に資格を喪失している者は申立人を含め2人である。

さらに、申立人が所持する昭和58年7月の給与明細書及び同年の源泉徴収票により、給与から同年7月の厚生年金保険料が控除されていることが認められ、また、事業主は、厚生年金保険料を当月控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 58 年 7 月の給与明細書の保険料控除額及び申立人の A 社における同年 6 月の社会保険事務所の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を社会保険事務所の記録どおりの昭和 58 年 7 月 31 日として届け出たとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月18日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C事業所から同社D部門に異動した時期であり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、同社人事管理担当者の陳述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和46年11月1日にA社C事業所から同社D部門に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社C事業所における同年9月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和46年10月18日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には平成19年1月31日まで勤務しており、当該期間の保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与支給明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA社に平成19年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年1月の給与支給明細書及び申立人のA社における18年12月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明であり、保険料を納付したか否かについては確認できないが、事業主が申立人の資格喪失日を平成19年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年1月7日）及び資格取得日（昭和51年4月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月7日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和50年4月から52年1月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和51年1月7日と記録されているにもかかわらず、標準報酬月額の変遷欄には、資格喪失後の同年4月の標準報酬月額の随時改定が行われた記録が有る。

さらに、オンライン記録には、申立人が昭和51年4月1日にA社において被保険者資格を再取得した記録が有るが、前述の被保険者名簿では、申立人が資格を再取得した記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所では、これらの記録の齟齬^{そご}について、「あり得ない不自然な処理である。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が、昭和51年1月7日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年4月1日に資格を取得した旨の処理を行う合理的理由は見当たらず、当該資格の喪失及び取得

の処理に係る記録は有効であるとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日（昭和 51 年 1 月 7 日）及び資格取得日（昭和 51 年 4 月 1 日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 50 年 12 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成5年1月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成4年5月から同年12月までの標準報酬月額については、同年5月及び同年6月は15万円、同年7月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月1日から5年1月7日まで
② 平成5年1月7日から9年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、平成4年4月から8年12月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録をみると、申立人は、平成5年1月7日付けで4年4月30日までさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、これに併せて、同年10月の定時決定も同日付けで取り消されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は、平成4年4月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人以外の4人の従業員も、5年1月7日付けで被保険者資格を喪失した旨の記録を4年4月30日に遡^{さかのぼ}って訂正されていることが確認できる。しかし、当該訂正処理前の記録から、少なくとも訂正処理

日（平成5年1月7日）までは、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、それまで勤務の実態があったと認められる訂正処理日の5年1月7日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成4年5月及び同年6月は15万円、同年7月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人は、申立期間①から継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録^{さかのぼ}では、A社は、申立人の資格の喪失が処理された平成5年1月7日から遡^{さかのぼ}って4年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当該資格喪失処理日以降の申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の事業主は、申立人と同一日に資格を喪失しており、申立期間に申立人と一緒に勤務したとしている同僚は、申立期間に国民年金に加入していることから、申立期間について、申立人だけが厚生年金保険に加入していたとするのは不自然である。

さらに、A社の事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の保険料控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年11月から9年6月までの期間及び同年12月から10年7月までの期間は24万円、11年5月から12年2月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成8年11月から9年6月までの期間及び同年12月から10年7月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、平成11年5月から12年2月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年7月31日まで
② 平成9年12月11日から11年4月26日まで
③ 平成11年5月1日から12年3月11日まで

私は、申立期間①のA社、申立期間②のB社及び申立期間③のC社の3社では、ずっと同じD業務に従事していた。給与明細書の支給額合計と社会保険事務所（当時）の標準報酬月額が相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成8年11月から9年6月までの期間及び同年12月から10年7月までの期間は24万円、11年5月から12年2月までの期間は26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成10年8月から11年3月までについては、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書上の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額と一致又は低いことが確認でき、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間のうち、平成8年11月から9年6月までの期間及び同年12月から10年7月までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間当時の事業主とは連絡が取れないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間のうち、平成11年5月から12年2月までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間当時の事業主とは連絡が取れないため不明であるものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月31日から同年12月11日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格の喪失日に係る記録を同年12月11日に訂正し、同年7月から同年11月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成9年7月から同年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月26日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格の取得日に係る記録を同年4月26日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月31日から同年12月11日まで
② 平成11年4月26日から同年5月1日まで

私は、平成8年11月1日にA社に入社してから、社名がB社、C社と変わってはいるが、12年3月11日に退職するまで途切れることなく勤務していたことは間違いない。申立期間①及び②について、給料から厚生年金保険料も控除されているのに、厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び同僚から提出のあった給与明細書から判断すると、申立人は当該期間においてA社に継続して勤務し、平成9年7月から同年11月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成9年9月30日に厚生年金保険の

適用事業所ではなくなっているものの、申立人及び同僚は、「従業員は、ずっと 20 人ぐらいいた。」と陳述している上、商業登記簿によると、同社は、10 年 8 月 18 日 B 社に合併し解散となるまでは、法人登記をしていることから、申立期間①において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を備えていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は適用事業所に該当しなくなっており、事業主への確認もできず不明であるものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定及び事業主による申立人どおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難い上、申立期間①のうち、平成 9 年 9 月 30 日から同年 12 月 11 日までにおいて適用事業所でありながら、事業主は、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人提出の平成 11 年 5 月分の C 社の給与明細書から、申立人は、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は適用事業所に該当しなくなっており、事業主への確認もできず不明であるものの、オンライン記録における同社に係る資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成 11 年 5 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和28年4月20日から平成12年9月30日までB社に継続して勤務しており、当該期間について厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、B社の在職期間証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和29年5月1日にA社C支店からB社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社C支店における昭和29年3月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月20日から同年9月1日まで

私は、昭和28年3月16日から平成6年6月20日までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、事業主提出の資料及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間を含めA社に継続して勤務し(昭和30年9月1日にA社から同社B部門に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月18日から同年8月1日まで

私は、平成18年7月18日にA社に入社したが、社会保険庁（当時）の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年8月1日となっている。

私が平成18年7月18日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳等から、申立人は、平成18年7月18日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所提出の賃金台帳から確認できる保険料控除額及び報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続き誤りにより申立人の資格取得日を平成18年8月1日と届け出たとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和42年4月にA社に入社し、平成15年10月まで継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和46年7月1日から同年8月1日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A社作成の配属経歴書及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和46年8月1日にA社B事業所から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成3年3月1日にA社に入社し、その後、12年7月1日付けで同社を統合した関連会社のB社に転籍し、現在まで継続して同社に勤務している。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、平成12年6月が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、事業主の証言及び申立人提出の平成13年度分市民税・県民税申告書から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及びB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を平成12年6月30日と届け出たため、申立期間の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額については36万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から13年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは36万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標

準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは36万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から36万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出べき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から同年12月までは34万円、11年1月は30万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月から12年9月までは30万円、同年10月は26万円、同年11月から13年7月までは30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から13年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは38万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡^{そきゅう}及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営

状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは38万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、10年10月から同年12月までは34万円、11年1月は30万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月から12年9月までは30万円、同年10月は26万円、同年11月から13年7月までは30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出るべき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年4月から9年9月までは41万円、同年10月は50万円、同年11月から10年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から同年12月までは34万円、11年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は38万円、同年10月から13年7月までは30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から13年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から9年9月までは41万円、同年10月は50万円、同年11月から10年9月までは38万円と記録されていたところ、同年5月15日付けで、8年4月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営

状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月15日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から9年9月までは41万円、同年10月は50万円、同年11月から10年9月までは38万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、平成10年10月から同年12月までは34万円、11年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は38万円、同年10月から13年7月までは30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出るべき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年4月から同年9月までは30万円、同年10月から9年9月までは32万円、同年10月から10年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年6月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から同年12月までは28万円、11年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは30万円、12年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年8月から12年12月までは30万円、13年1月は28万円、同年2月から13年5月までは30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年6月1日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から13年6月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から同年9月までは30万円、同年10月から9年9月までは32万円、同年10月から10

年9月までは30万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは30万円、同年10月から9年9月までは32万円、同年10月から10年9月までは30万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち平成10年10月1日から13年6月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、平成10年10月から同年12月までは28万円、11年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは30万円、12年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年8月から12年12月までは30万円、13年1月は28万円、同年2月から13年5月までは30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被

保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出るべき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年4月から同年9月までは41万円、同年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額については、平成10年10月から11年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月から13年3月までは38万円、同年4月は36万円、同年5月から同年7月までは38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から13年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から同年9月までは41万円、同年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは38万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来より

も低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは41万円、同年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは38万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、平成10年10月から11年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月から13年3月までは38万円、同年4月は36万円、同年5月から同年7月までは38万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出べき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から10年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から11年7月までは34万円、同年8月は30万円、同年9月から12年6月までは34万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は28万円、同年11月は32万円、同年12月から13年5月までは34万円、同年6月は20万円、同年7月は34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年8月1日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から13年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から10年9月までは34万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から10年9月までは34万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、平成10年10月から11年7月までは34万円、同年8月は30万円、同年9月から12年6月までは34万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は28万円、同年11月は32万円、同年12月から13年5月までは34万円、同年6月は20万円、同年7月は34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出るべき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額については34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から13年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは41万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標

準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは41万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出るべき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から11年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は34万円、同年9月は38万円、同年10月から13年3月までは41万円、同年4月から同年7月までは38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から13年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から10年9月までは41万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来より

も低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、平成10年10月から11年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は34万円、同年9月は38万円、同年10月から13年3月までは41万円、同年4月から同年7月までは38万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出るべき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年6月6日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは24万円、同年10月から10年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から13年8月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から11年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは34万円、12年1月は24万円、同年2月は30万円、同年3月から13年7月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月6日から13年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年6月6日から13年8月1日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年6月6日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは24万円、同年10月から10年9月までは34万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年6月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年6月にさかのぼって本来より

も低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年6月6日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは24万円、同年10月から10年9月までは34万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、10年10月から11年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは34万円、12年1月は24万円、同年2月は30万円、同年3月から13年7月までは34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出べき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは36万円、同年10月から10年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から12年8月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から同年12月までは30万円、11年1月は26万円、同年2月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは30万円、12年1月は28万円、同年2月から同年6月までは30万円、同年7月は26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から12年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から12年8月1日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは36万円、同年10月から10年9月までは30万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡及^{そきゆう}して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営

状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは36万円、同年10月から10年9月までは30万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から12年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、10年10月から同年12月までは30万円、11年1月は26万円、同年2月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは30万円、12年1月は28万円、同年2月から同年6月までは30万円、同年7月は26万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出るべき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から11年8月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から同年12月までは38万円、11年1月は36万円、同年2月から同年5月までは38万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から11年8月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成8年4月1日から11年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年4月から10年9月までは38万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、8年4月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、8年4月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標

準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、38万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年8月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、平成10年10月から同年12月までは38万円、11年1月は36万円、同年2月から同年5月までは38万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出べき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年2月1日から同年10月1日までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月1日から11年10月1日までに係る標準報酬月額については、10年10月から同年12月までは24万円、11年1月は19万円、同年2月から同年9月までは24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から11年10月1日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A社における平成10年2月1日から11年10月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年2月1日から同年10月1日までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、同年2月から同年9月までは24万円と記録されていたところ、同年5月14日付けで、10年2月^{そきゅう}に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正について、事業主は、「平成10年5月当時、会社の経営状態が悪化したため、従業員には告げずに、同年2月にさかのぼって本来よりも低い標準報酬月額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時に11人の従業員に係る標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年5月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、同年2月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、24万円と訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までについては、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、平成10年10月から同年12月までは24万円、11年1月は19万円、同年2月から同年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料は実際の給与支給額に見合った額を控除しながら、標被保険者報酬月額算定基礎届においては、本来届け出るべき額を引き下げて届け出、その差額は会社の運転資金等に充当していたことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月から同年5月まで

私が会社を退社するたびに、私又は父が厚生年金保険から国民年金への切替手続をしていたと思うが、手続時期など詳しいことは分からない。

申立期間について、私は就職活動で忙しく、父に保険料の納付を依頼し、父がA市役所又はB銀行C支店で納付してくれていた。

当時、就職活動の面接の際、私は、国民年金保険料をきちんと納付していますと答えたことを覚えている。

申立期間の保険料は納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身又は父が国民年金資格の再取得の手続を行い、父が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録をみると、平成13年5月24日付けで、申立人が同年3月に厚生年金被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険事務所（当時）から国民年金の加入勧奨が行われたことが確認できる。この記録から、申立人の国民年金の資格取得日手続はその後に行われたことが推認され、納付記録のとおり同年6月から保険料が納付されていることに不自然さは無い上、申立人が国民年金の資格を再取得した時点において、申立期間のうち、同年3月の保険料は過年度保険料となり現年度納付はできない。

また、申立期間後の平成13年8月から同年12月までの保険料については、15年7月に過年度納付したことが確認できるところ、この過年度納付が行われた時点で申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に統合されない記録が生じる可能性が低い上、A市及び社

会保険事務所においても、申立期間当時、既に領収済通知書の被保険者情報、納付金額などについては、光学文字読取機（OCR）による処理が行われていたとしている。申立期間については、A市及び社会保険事務所の複数の機関においてそれぞれ収納処理が必要であるが、連続する期間に複数の機関において記録が全部又は一部について漏れるなどの記録誤りがあったものとは考え難い。

加えて、申立人又はその父が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から54年3月までの期間、平成元年11月及び2年3月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から54年3月まで
② 平成元年11月
③ 平成2年3月から3年3月まで

時期は定かでないが、A市に居住していたところに、私が夫婦二人分の国民年金加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料は、ずっと妻が集金人に定期的に納付していた。

申立期間①、②及び③の保険料も、A市及びB市で妻が同様に集金人に納付していた。

私は妻に、年金は大事だからきちんと納付するようにずっと言って聞かせていたので、未納は無いものと思っていた。

私の納付記録をみると、申立期間①、②及び③の保険料が未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金加入期間中の国民年金保険料を、定期的に集金人に納付していたので、申立期間①、②及び③の保険料も同様に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間①のうち、昭和50年7月から51年3月までの期間、昭和51年度及び52年度欄に催告を行ったことを示す押印が確認できるところ、その後、同期間の保険料が納付された事蹟は見当たらない。

また、申立期間①について、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立

人の妻も未納である。

申立期間②及び③について、申立人に係るオンライン記録をみると、申立期間②直前の平成元年11月から申立人が60歳に到達した3年*月の前月までの保険料は、60歳到達時には未納であったことが確認できる。

その後、申立期間②を含む平成元年11月から2年1月までの保険料について、4年1月17日に過年度納付されたが、納付日時点では、元年11月（申立期間②）の保険料は時効により納付できないため、保険料の収納後の同年11月22日付で、社会保険事務所（当時）で当時未納であった申立人の2年2月の保険料に充当されたことが確認できる。

また、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間②及び③のうち、平成2年5月から3年3月までの保険料は未納である。

さらに、上述のオンライン記録をみると、申立人が60歳に到達した時には年金受給権を得るための必要な保険料の納付月数を満たしておらず、申立人の年金受給権を確保するのに必要な月数の保険料として、上述の申立期間②及び③の保険料を納付したものと推認できるところ、当該期間の保険料が納付された当時、申立期間③の保険料が同時に納付された事蹟は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は高齢等のため当時の記憶は定かで無く、保険料を集金人に納付していたと陳述するのみで、申立人の妻から申立期間①、②及び③の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から54年3月までの期間、平成元年11月、2年5月から3年3月までの期間及び4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から54年3月まで
② 平成元年11月
③ 平成2年5月から3年3月まで
④ 平成4年4月から5年3月まで

A市に居住していたところに、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、そのころから私が、夫婦二人分の国民年金保険料をずっと集金人に定期的に納付していた。

申立期間①、②、③及び④の保険料も、A市及びB市で私が同様に集金人に納付していた。

私は夫から、年金は大事だからきちんと納付するようにずっとと言って聞かされていたので、未納は無いものと思っていた。

私の納付記録をみると、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立人が夫婦二人分の国民年金加入期間中の国民年金保険料を、定期的に集金人に納付していたので、申立期間①、②、③及び④の保険料も同様に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間①のうち、昭和50年7月から51年3月までの期間、昭和51年度及び52年度欄に催告を行ったことを示す押印が確認できるところ、その後、同期間の保険料が納付された^{じせき}事蹟は見当たらない。

また、申立期間①について、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も未納である。

申立期間②及び③について、申立人に係るオンライン記録をみると、申立期間②直前の平成元年11月から申立人の夫が60歳に到達した3年*月の前月までの保険料は、その当時未納であったことが確認できる。

その後、申立期間②直後の平成元年12月から2年3月までの保険料について、4年1月31日に過年度納付されたが、この時点において、申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の夫も申立期間②及び③を含む平成2年3月から3年3月までの保険料は未納である。

申立期間④について、申立人に係るB市の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、同期間の保険料は現年度納付されておらず、また、上述のオンライン記録をみると、申立人に対して平成5年11月に過年度納付書が発行されて申立期間④の保険料の催告が行われたことが記録されているところ、当該期間の保険料が過年度納付された事蹟^{じせき}は見当たらない。

また、申立人の夫は、申立期間①、②、③及び④の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人は高齢等のため当時の記憶は定かたなく、保険料を集金人に納付していたと陳述するのみで、申立人から申立期間①、②、③及び④の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、申立期間①、②、③及び④の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から56年1月まで

私は、昭和51年9月ごろに、会社を退職したが、その際、会社の担当者から厚生年金保険から国民年金への切替手続の説明を受けたので、すぐに国民年金の任意加入手続をしたと思う。

加入後は、申立期間の国民年金保険料を私が、毎月、市役所又は銀行で納付していたと思う。

社会保険事務所（当時）で私の国民年金の納付記録を確認したところ、昭和56年2月に任意加入していることが記録されているが、その当時は、私が30歳ぐらいでありこのような時期に加入した記憶は無い。

申立期間の保険料は納付していたはずなので、納付記録が無いかももう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月ごろに、国民年金の任意加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を自身で毎月納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得したのは昭和56年2月16日であることが、申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳に記載されており、このころ申立人の国民年金任意加入手続が行われたことが確認できる。国民年金の任意加入被保険者は、加入日に国民年金の被保険者資格を取得するため、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立人は保険料を納付することができない。

また、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国

民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では、昭和54年度までの保険料収納につき、3か月納付の納付書を発行していたとしており、申立人の陳述と符合しないなど、申立期間当時の保険料の納付状況などに関する記憶は定かで無い。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から55年3月まで

私は、昭和44年11月に、夫婦でA市からB市C町（現在は、D市。）に転入した際、同市役所で国民年金への加入勧奨を受け、夫婦で加入した。夫が保険料納付を担当し、当初は集金人に、その後は納付書で夫婦二人分の保険料を納付していた。D市E町に46年12月に転居してからも、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたはずであるのに、申立期間について、妻の私のみ未納の記録とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月に申立人の夫がB市C町で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、以後、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫のD市の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和44年11月に国民年金の加入手続をし、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、同年11月から45年6月までの保険料を夫婦共に納付していることが確認できる。しかし、戸籍の附票から申立人とその夫の住所を確認すると、申立人の夫は、昭和46年2月に「D市C町」からいったん「F市」に転入した後、同年12月に「D市E町」に移転しているが、申立人は、同年12月に「D市C町」から直接「D市E町」に移転しており、同年2月から同年12月までの間は夫婦で住所地が異なっていたことが確認できる。

また、申立人の国民年金の住所移転手続について、特殊台帳及びD市の国民年金被保険者台帳を確認したところ、「B市C町G番」と住所記録がされているが、その後に移転した「D市E町」の住所記録はされておらず、昭和54年4月4日に移転した「H市」の住所記録がされていることから、申立人につい

ては、国民年金に関して「D市E町」への住所移転の届が同市にされていなかったものと推定できる。

さらに、特殊台帳の欄外には「不在・判明」のスタンプが押されている。また、D市の国民年金被保険者台帳の備考欄を見ると、「46 不在」と記載されていることから、同市も昭和46年以降の申立人の所在が分からなかったものと考えられる。この場合、申立人に対して、D市E町の住所宛の国民年金保険料の納付書は発行されず、同住所での保険料納付は制度上できない。

加えて、一緒に夫婦二人分の保険料納付をしていたとされる申立人の夫の国民年金の住所移転手続について、特殊台帳によると、昭和47年2月8日に「B市C町G番」から「D市E町」へ移転し、54年4月4日に「H市」に移転した記録がされている。また、申立人の夫の所持する年金手帳の検認欄及び貼付された領収証をみると、加入手続をした44年11月から45年6月までを「B市・D市」で納付、同年7月から46年12月までを「F市」で納付、47年1月から同年3月までを「D市」で納付した検認印が押されており、以後は「D市E町」の住所宛の納付書で納付していることから、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする陳述とは符合しない。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から44年3月まで

私は、会社を退職した後、自営業を始めた。取引先に教えてもらって国民年金の加入手続を行った。保険料をどのように納付したか、保険料額がいくらぐらいであったかの記憶は定かでないが、当時、自営業の経営がうまくいっていたので保険料を納められなかったはずがない。市町村及び国（社会保険庁（当時））は、私の年金記録に関する資料を保管しておくべきなのにこれを廃棄し、その記録を調査できなくなっていることはおかしい。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和61年2月であることが確認できる。この時点において、申立期間の保険料は時効の成立により納付できない。

また、申立人は、申立期間の保険料納付状況について、納付方法及び納付金額の記憶が定かでないとして陳述しており、保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることができなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人が申立期間当時居住していたA市B区においては、国民年金保険料の収納事務を国が一元管理することに伴い、国民年金被保険者名簿が廃棄

されたため、申立人の国民年金に関する記録を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から56年3月まで

昭和56年6月に離婚した後、母から、将来生活が困らないように、さかのぼって納付ができる特例納付制度でまとめて7年分を納付しておいたと年金手帳を渡された。

母が平成9年1月に、また、父が14年8月に亡くなったので納付した話を聞けないが、両親が一人娘のために申立期間の保険料を納付したと思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和56年6月に離婚した後、母から、将来生活が困らないように特例納付制度でまとめて7年分の保険料を納付しておいたと年金手帳を渡されたので、保険料は納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が昭和57年4月7日に払い出されていることが確認できる。しかし、この時点においては、特例納付は実施されておらず、これ以降も、特例納付が実施されていないことから、申立人の両親が、申立期間の保険料を特例納付することはできない。

また、手帳記号番号が払い出された昭和57年4月7日時点では、申立期間のうち、50年4月から54年12月までの保険料は時効により制度上納付することができない。

さらに、昭和55年1月から56年3月までは過年度納付が可能であるが、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする両親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み

方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月

申立期間前の平成3年10月22日に会社を退職し、その後、同年11月1日に銀行に就職したので申立期間の1か月が厚生年金保険の切れ目になった。市役所から妻と夫婦二人分の国民年金の保険料の納付書が届き、市役所に納付するのかわ確認をして銀行から納付した。

しかし、国民年金の加入は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したら自動的に国民年金に加入できるものと思っていたので加入手続はしていない。また、妻も私が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、第3号被保険者資格を喪失したが、国民年金の資格変更手続はしていないと言っている。

夫婦二人分を一緒に納付したのに私の分だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の資格に関する記録をみると、オンライン記録から、申立期間については、平成3年10月22日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得しているが、この間の申立期間に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は国民年金には未加入であり、保険料を納付することができない。

また、申立人が居住していたA市役所にも申立人の国民年金に関する記録は見当たらない。

さらに、申立人の妻の資格に関する記録をみると、オンライン記録から、平成3年10月22日の第3号被保険者から第1号被保険者への変更処理が4年3月23日に行われていることが確認できる。申立人の妻は国民年金の資格変更

手続を行っていないと陳述しているが、2年3月25日に第3号被保険者の資格を取得しており、3年10月22日の第1号被保険者への資格変更は職権による変更処理と推定され、申立人の妻にのみ、保険料納付書が発行されたものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和38年4月に結婚しA区で生活を始めた。夫が結婚前から国民年金に加入していたので、夫に勧められ、B区に転居した39年11月ごろ、二人で区役所に行き加入手続をした。夫が、3年間分の保険料3,600円を区役所窓口でさかのぼって納付し、36年4月1日に資格の取得となったことが国民年金手帳に記入されている。3年間分の年金手帳の右半分は、保険料を納付したとき窓口の人がこちらにもらいますと言って切り取ったことを記憶している。

区役所からの帰り、夫婦二人共に昭和36年4月から加入したことになり、同じ加入日になってよかったと二人で話しながら帰ったのを覚えているので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫に勧められ、昭和39年11月ごろ区役所の窓口で、国民年金の加入手続と同時に36年4月までさかのぼって保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和39年11月26日に発行されていることが確認でき、この時点で、36年4月から37年9月までの保険料は、時効の成立により、制度上納付することができない。

また、昭和37年10月から39年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、C市では過年度保険料を取り扱っておらず、窓口で3年間の保険料をさかのぼって納付したとする陳述と符合しない。

さらに、仮に過年度納付が可能な昭和37年10月から39年3月までの保険料を納付した場合の保険料額は1,800円となり、申立人が納付したとする

3,600円とも符合しない。

なお、国民年金手帳に記入された資格取得日は、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日付けで申立人が国民年金の被保険者となったことを表すものであり、国民年金保険料を納付したことを表すものではない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、ほかに申立人が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から56年3月まで

私は、昭和48年に婚姻届を市役所に提出した際、国民年金の加入を勧められたので、妻と一緒に加入し私が夫婦二人分の保険料を継続して納めてきた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

当初は3か月ごとに集金人に納め、保険料は一人分か二人分か分からないが、3,200円から3,600円ぐらいだったように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろに加入手続を行い、以降の保険料については、申立人が夫婦二人分を3か月ごとに、当初は集金人に納めていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年10月15日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の保険料のうち、54年6月以前の期間は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、婚姻した48年ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、一緒に夫婦二人分を納付したとする妻の納付記録をみると、厚生年金保険被保険者期間を除き同じく未納（一部未加入）となっている。

さらに、申立期間は9年度、99か月に及び、これほど長期間、行政側が継続的に事務処理を誤るとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年2月まで

私は、私の年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載があるように、昭和50年3月19日に市役所で国民年金への加入手続を行い、同年3月から保険料を納付してきた。申立期間が未納とされているのは納付できないので、詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和50年3月19日との記載があることから、同年3月に国民年金に加入し、保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和51年4月20日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、同一日に払い出されている申立人の前後8名の資格取得日についてみると、同年2月（強制加入）から同年4月（任意加入）の間で取得していることがオンライン記録から確認できることから、同年3月又は同年4月に申立人の加入手続がなされたものと推定できる。

また、申立人が所持する年金手帳及びA市の被保険者名簿を見ると、資格取得日を誤って管理していた形跡が認められるものの、加入資格は、正しく任意加入として認識していることが同様に確認できる。任意加入の場合、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないことから、行政側が任意加入として認識している限りにおいて、申立期間について納付勧奨はなされなかったと考えるのが自然である。

さらに、A市の被保険者名簿の納付検認欄には、昭和51年2月まで未加入期間を意味する「不要」印が押され、同年3月から現年度納付印が押されてい

ることが確認できるとともに、特殊台帳にも同年3月からの現年度納付印が確認でき、これらの検認記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が所持するA市発行の昭和52年5月12日付け「国民年金保険料納付記録票」の備考欄には、「51年3月31日加入」と記載されているほか、B市の被保険者名簿の資格取得欄には、「50年3月19日、任意加入」の記載が横線により抹消され、その下に「51年3月31日、任意加入」と訂正記載されていることが確認できることを踏まえると、申立人の陳述にある50年3月19日は、行政側の誤記入であるものと考えられる。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から47年8月まで

私は、昭和41年に結婚し、同年6月又は同年7月ごろからA市にある社宅に住んでいたが、この時に国民年金への加入勧誘があり加入した。加入時期は覚えていないが、同じ社宅にいた人に確認して、その人と同じだろうと思ひ、同年7月からの申立てとした。保険料は、集金に来た人に納め、印紙をもらって手帳に貼っていた。手帳は2冊もらったと思うが、古い分は処分したらしく、今持っているのは昭和47年度からの手帳だ。社宅時代は間違いなく保険料を納めていたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月又は同年7月ごろからA市にある社宅に住み始め、同時に国民年金に加入して、保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和47年10月にB市において国民年金手帳記号番号の払い出しを受けていることが手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、その際、配偶者が厚生年金保険被保険者であったことから、同年9月を資格取得月として任意加入していることが、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁(当時)いずれの記録においても確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人がB市で任意加入したことは、前住地のA市で国民年金に加入したとする申立人の陳述と符合しない上、A市において加入手続を行った場合に存在すべき同市の被保険者名簿が不存在である状況と整合している。

さらに、申立人が所持する年金手帳を見ると、加入手続年度である昭和47年度分から印紙検認記録欄が作成され、昭和47年4月から同年8月までの欄

には未加入期間を意味する「不要」の押印が確認できるとともに、同年9月から納付を開始していることが検認印から確認でき、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間は74か月と長く、これだけ長期にわたり行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年6月まで

私は、A市で会社勤めをしていたが、昭和41年10月に会社を退職し、実家であるB県C市に帰った。その時、母が私の国民年金の加入手続きを行い、以前から加入していた母自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を集金人に納付してくれていた。

私が昭和42年11月に結婚し、A市D区に転居した後も、母が実家で私の保険料を納付してくれていたが、47年10月ごろ自宅に集金人が訪れ、「A市に住んでいるのだからA市で保険料を納付してほしい。」と言われたので、それ以降は、私が保険料を納付するようになった。

それまで、母が納付していた申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

また、私が所持する国民年金手帳の昭和42年度のページに、昭和45年1月ごろのC市の検認印で割り印され、右側のページが切り取られているのは、結婚後も母が実家で私の保険料を納付していた証拠であると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年10月に会社を退職し、実家であるB県C市に帰った時、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、結婚してA市D区に転居後も、申立人が47年10月ごろから自身で保険料を納付するようになるまで、母親が実家で申立人の保険料を母親の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと申し立てていることから、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付に直接関与していない上、これらを行ったとする母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立期間当時のB県C市における国民年金保険料の徴収方法は、印紙による手帳検認方式であり、保険料を納付すると、その都度、国民年金手帳右

側の印紙検認台紙に印紙を貼付し、左側の印紙検認記録欄の該当月にそれぞれ納付日の入った検認印を押すものとされ、当該年度の現年度保険料の納付期限が過ぎたものについては、市町村が保険料を徴収することができないため、納付の有無にかかわらず、集金人又は市町村の窓口において、基本的に右側の印紙検認台紙を切り取るものとされている。

そこで、申立人の所持する1冊目の国民年金手帳を見ると、申立人が結婚しD区に転居する昭和42年11月の前月である同年10月10日にB県C市において発行されているが、申立期間のうち、昭和42年度から46年度までの印紙検認記録欄すべてにおいて保険料を納付したことを示す検認印が無い上、D区で発行された47年度から始まる2冊目の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の昭和47年7月から同年9月までの欄に、申立人が自身で保険料の納付を開始したとする時期である同年10月26日付けのD区の検認印が確認できるが、申立期間の一部である同年4月から同年6月までの欄には同様に検認印が無い。したがって、実家で申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親が、これらの手帳によって、申立期間の保険料を集金人に現年度納付していたものとみるのは困難である。

さらに、申立人の母親が、申立てどおり、申立期間の保険料を現年度納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、B県C市を管轄するE社会保険事務所（当時）及びD区を管轄するF社会保険事務所（当時）において、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間は5年6か月におよび、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人は、国民年金手帳の昭和42年度の印紙検認台紙が、昭和45年1月ごろのB県C市の検認印で割り印されて切り取られていることが、結婚後も申立人の母親が実家で保険料を納付していた証拠であるとしているが、前述のとおり、保険料が納付された場合には、国民年金手帳左側の印紙検認記録欄の該当月にそれぞれ納付日の入った検認印が押されるものであり、同年1月ごろの検認印の割り印は、申立人の母親が、そのころに何らかの事情により集金人又は当時のC市役所の窓口で申立人の国民年金手帳を提示し、納付期限の過ぎた昭和42年度の印紙検認台紙に割り印の上、切り取られたものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から平成元年5月まで

私と妻は、それまで国民年金に加入していなかったため、平成元年5月ごろ、私が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その時、職員から、私は昭和53年2月まで、妻は58年7月まで、それぞれさかのぼって国民年金保険料を納付すれば、厚生年金保険に国民年金が上乗せできるといわれ、金額は大金であったが、転居前の自宅を火災で失った際の保険金があったので、後日、私が妻の分と一緒に夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。

申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年5月ごろ、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその妻のそれぞれ申立期間の保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期を調査すると、夫婦二人分の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、平成3年7月ごろ一緒に加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料をさかのぼって納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦に係るオンライン記録をみると、ともに平成3年7月

22日に国庫金(過年度保険料)納付書が作成されたことが確認できるとともに、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の元年6月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できることから、国民年金に加入した当時、申立人が、さかのぼって一括納付したとする夫婦二人分の保険料は、当該保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から平成元年5月まで

夫と私は、それまで国民年金に加入していなかったため、平成元年5月ごろ、夫が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その時、職員から、夫は昭和53年2月まで、私は58年7月まで、それぞれさかのぼって国民年金保険料を納付すれば、厚生年金保険に国民年金が上乗せできると言われ、金額は大金であったが、転居前の自宅を火災で失った際の保険金があったので、後日、夫が私の分と一緒に夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。

申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年5月ごろ、申立人の夫が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその夫のそれぞれ申立期間の保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期を調査すると、夫婦二人分の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、平成3年7月ごろ一緒に加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の夫が、申立てどおり、申立期間の保険料をさかのぼって納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦に係るオンライン記録をみると、ともに平成3年7月

22日に国庫金(過年度保険料)納付書が作成されたことが確認できるとともに、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の元年6月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できることから、国民年金に加入した当時、申立人の夫が、さかのぼって一括納付したとする夫婦二人分の保険料は、当該保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

私は、祖父が経営する会社に両親と一緒に勤務していたが、昭和46年1月から個人商店に勤めることになったので、祖父の会社の人又は私の母のどちらかが私の国民年金の加入手続を行い、保険料については、私が母にお金を渡し、母が納付してくれていた。

当時、国民年金は強制加入であり、母は税金等の納付にはきっちりした人であったので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月から個人商店に勤めることになったので、祖父の会社の人又は申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てているところ、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、その約1年後の47年4月13日に国民年金の被保険者として適用したことを示すゴム印が確認できる上、手帳記号番号払出簿における申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期とも一致していることから、この日に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が祖父の会社を退職し、厚生年金保険の資格を喪失した46年1月1日までさかのぼって国民年金の資格を取得していることが分かる。したがって、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親が、申立期間の保険料を納付するためには、加入日時点からさかのぼって保険料を納付する必要があるが、申立人は、当時の保険料納付に直接関与しておらず、母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、上記被保険者名簿の納付記録をみると、加入手続が行われた年度の開始月であり、かつ、申立期間直後の昭和47年4月から同年6月までの保険料

を同年7月6日に、同年7月から同年9月までの保険料を同年10月14日に、同年10月から同年12月までの保険料を同年11月22日に、48年1月から同年3月までの保険料を同年4月23日に、それぞれ納付していることが具体的に記載されているなど、この納付記録自体に特段不自然な点はうかがえない上、特殊台帳等の各記録とも矛盾しない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間は強制加入期間であり、税金等の納付にはきちりしていた母親が申立期間の保険料も納付しないはずがないと陳述するのみであり、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年3月まで
大学生であった昭和43年12月ごろ、母が、私に代わって区役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。
また、申立期間の保険料についても、母が納付してくれて、その時に受け取った領収証は、年金手帳に貼^はり付けていたと思う。
しかし、昭和53年12月19日にA市役所で国民年金の再加入手続を行った際、同市役所から、年金手帳の提出依頼があり送付したところ、その後返送された手帳には領収証が無くなっていた。
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった昭和43年12月ごろに、母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人所持の国民年金手帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月30日を資格取得日として、同年9月6日に払い出されており、申立期間は、国民年金の未加入期間となっているため、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間当時の住所地であるB市D区保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和47年8月30日と記録されており、申立期間の国民年金保険料納付をうかがわせる事蹟^{じせき}は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏

名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする申立人の母も申立期間当時の記憶は不明確であり、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から47年3月まで
国民年金の加入については、昭和47年ごろ、妻が区役所に出向いて手続をしたはずである。
また、申立期間の保険料については、昭和48年ごろ、妻が区役所で、20歳までさかのぼって保険料が納付できることを確認した後、銀行から金を引き出して、一括して区役所で納付したはずである。
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、48年ごろに区役所で一括して納付したはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月24日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、39年6月から45年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、46年1月から47年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、当時は、特例納付実施期間には当たっていないことから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできない。

さらに、一括納付したとする国民年金保険料額等についての申立人の妻の記憶も明確でない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人及び申立人の妻から、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年9月まで

申立期間当時は大学院生で、アルバイトと奨学金で生活していたため、経済的に苦しくなり、保険料の免除申請手続きをした。

手続きした場所はA社会保険事務所（当時）であったのか、B市C区役所であったのかは定かではないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続きをしたはずであるのに、未納の記録とされているのは納得できないとしている。

そこで、申立人が所持する領収証書を見ると、年度途中に当たる申立期間直後の平成5年10月から6年3月までの国民年金保険料について、7年11月に過年度納付していることが確認できる。

一方、国民年金保険料の免除を受けるためには、毎年度申請する必要があるが、当時、保険料を納付することが経済的に困難な場合には、申請した月の前月からその年度の末日までの承認が通例であったところ、仮に申立期間について免除承認されていたとした場合、申立期間は3年度分にわたることになるが、2年目の平成4年度は1年間分であるものの、3年目の5年度は4月から9月までの6か月のみであり、申立人主張のように経済的に苦しいにもかかわらず、年度の前半分のみ免除承認を受けたとは考え難い。

これらのことから判断すると、申立期間及びその直後の期間の国民年金保険料は、免除ではなく未納となっていたものと考えられ、平成7年11月の時点において、制度上、納付可能な期間についてのみ過年度納付したものの、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然であ

る。

また、昭和 59 年度以降の社会保険オンラインシステムの導入により人的過誤の発生する恐れが減少したとされる時期において、行政庁が申立期間中に 3 回にわたり誤った事務処理を繰り返したとも考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続きをすることが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から同年 12 月までの期間、63 年 4 月から平成元年 8 月までの期間、同年 10 月から 2 年 1 月までの期間並びに同年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 8 月まで
③ 平成元年 10 月から 2 年 1 月まで
④ 平成 2 年 3 月及び同年 4 月

時期は覚えていないが、父親が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間①については昭和 62 年 1 月に、申立期間②については平成元年 9 月に、申立期間③については 2 年 2 月及び申立期間④については同年 5 月に、父親がそれぞれさかのぼって納付してくれたと思う。

昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの保険料、また、申立期間②、③及び④に挟まれた 1 か月の保険料はそれぞれ納付済みであり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

また、平成 2 年 5 月以降は完納していることや、17 年 12 月 5 日以降は国民年金基金に加入していることも判断材料にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が、申立期間①については昭和 62 年 1 月に、申立期間②については平成元年 9 月に、申立期間③については 2 年 2 月及び申立期間④については同年 5 月に、それぞれさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 4 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①の国民年金保険料については、制度上、納付することができない。

また、納付記録をみると、申立期間②直後の平成元年9月の国民年金保険料については3年10月29日に過年度納付し、また、申立期間③直後の2年2月の保険料については4年4月1日に過年度納付していることが確認でき、それぞれの過年度納付の時点において、申立期間②及び③の保険料は時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の父の納付記録をみても、申立期間②、③及び④の保険料は未納と記録されている。

加えて、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料として合計で約10数万円を納付したはずであるとも陳述しているものの、申立期間の保険料合計額は21万6,300円であり、金額が大幅に相違する。

このほか、申立期間の国民年金保険料納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月及び同年 5 月

私は、大学卒業後の昭和 62 年 4 月に就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、約 1 年後の 63 年 4 月又は同年 5 月ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、私が同市役所で申立期間の保険料を納付したと思うが、どのように納付したのか定かでなく、保険料額も覚えていない。

私は、自身の所持する年金手帳に記載されている「初めて国民年金の被保険者となった日」が昭和 63 年 4 月 1 日とされているため、このころ加入手続をしたと信じており、保険料を納付する意思があったので加入手続をしたと思っている。

申立期間について、納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月又は同年 5 月ごろ国民年金の加入手続を行い、そのころ申立期間の国民年金保険料を、市役所で納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された被保険者の資格取得手続日から平成 5 年 10 月ごろに払い出されたことが推認される。

また、払出日ごろに、昭和 63 年 4 月 1 日付けで申立人の国民年金の資格の取得、同年 6 月 1 日付けで資格の喪失及び平成 5 年 9 月 1 日付けで資格の再取得がオンライン記録に入力されたことが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該入力処理により生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、これらの加入手続又は入力処理の時点において、申立

期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない上、申立期間は当該入力処理が行われるまでの間、国民年金の未加入期間であったことが推認される。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から53年8月まで

私は、会社を退職後2年以内に厚生年金保険から国民年金への切替手続をしなければ、厚生年金保険が無効になると聞いていたため昭和53年の夏ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、当日又はそれから間もない時期に、同市役所でそれまで未納となっていた申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと思う。

さかのぼって保険料を納付したのはこの1回限りで、納付した保険料額は、8万円から10万円程度であったと思う。

申立期間について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年の夏ごろに国民年金の加入手続を行い、そのころ市役所において申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月ごろに払い出されているところ、同年9月からの保険料が納付され、同年10月からの保険料が口座振替により納付されたことが、申立人に係る特殊台帳及びA市の被保険者台帳から確認できる。この手帳記号番号の払出日からみると、申立期間のうち、同年3月以前の保険料は過年度保険料となり、市役所で納付することはできない。

また、申立人は上述のとおり納付済みの昭和53年9月の保険料は、納付書で納付されたことが推認されるころ、申立期間の保険料を納付するためには、このほか現年度保険料及び過年度保険料の計2枚の納付書が必要であるが、当時、申立人が受領した納付書は1枚であったとしており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料としてさかのぼって納付した額は8万円から10万円程度であったと記憶しているところ、申立期間の納付

に必要な保険料額とかい離しており、陳述と符合しない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和39年5月に結婚するまでの間、自宅で家事手伝いをしてきたが、そのころに両親又は長兄が私の国民年金加入手続をした上、申立期間のうち、36年4月から私が結婚した39年5月ごろまでの国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付してくれたと思う。

加入当時、長兄はA職をしていたので、両親に家族の国民年金への加入及び納付を勧めていたことを覚えている。

また、結婚後は夫が、私の国民年金の氏名変更手続等を行って、申立期間のうち、結婚後の昭和39年6月ごろ以降の保険料を納付してくれたと思うので、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたのに、私だけが未納と記録されていることに納得できない。

申立期間の保険料は納めているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに両親又は長兄が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間のうち、同年4月から結婚した39年5月ごろまでの国民年金保険料は両親又は長兄が、結婚後の同年6月ごろ以降の保険料を夫がそれぞれ納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、国民年金手帳記号番号は、昭和40年5月ごろに払い出されている上、同年4月1日付けで国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人に係る特殊台帳及びB市の被保険者名簿に記載されており、記録上、申立期間当時、国民年金の未加入者であったことが確認できる。国民年金の未加入者は、未加入期間の国民年金保険料を納付することができないため、制度上、申立人は申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間のうち、昭和36年4月から39年5月ごろまでの保険料を納付したとする

両親及び長兄は既に死亡しており、当時の国民年金への加入状況及び申立期間のうち、36年4月から39年5月ごろまでの保険料納付状況等の詳細は不明である上、申立期間のうち、同年6月ごろ以降の保険料を納付していたとする夫から、申立期間当時の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の両親、長兄又は夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から46年3月まで

私が20歳になったころ、国民年金に加入することは義務だと思い、場所などの記憶は定かでないが、自分で加入手続きをしたと思う。

私は、加入当初に400円ぐらいの国民年金保険料を納付した記憶があるが、何か月の保険料であったかは覚えていない。

20歳の時から保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達したころ、自身で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月ごろに払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る氏名別読み検索及び申立期間に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、20歳のころに自身で国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してきたと陳述するのみで、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から45年5月まで

私が所持する年金手帳は、申立期間当時に勤務していたA業務店の店主の先生から受け取ったものだと思う。その手帳には国民年金の資格取得日が昭和44年*月*日と記載されており、私が20歳になったころ、先生が私の国民年金の加入手続をしてくれたものと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を定期的に職場のA業務店に来る自治会又は婦人会の集金人に納付していた。

しかし、ねんきん特別便を見ると、申立期間の保険料が未納と記録されていた。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月ごろに、勤務先の店主が申立人の国民年金加入手続を行い、自身で申立期間の保険料を定期的に集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の所持する国民年金手帳の手帳発行日欄に昭和45年8月24日の日付印が押されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年9月ごろに払い出されており、申立人の国民年金加入手続は、同年8月ごろに行われたものと推認される。

しかし、この手帳記号番号を使用して申立期間のうち、昭和45年3月以前の保険料は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間当時の現年度保険料の収納は印紙検認方式であったところ、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄には、申立期間直後の昭和45年6月から同年12月までの検認印は押されているものの、申立期間のうち、同年4月及び同年5月の欄に検認印は押されていない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたとするB市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から平成元年5月まで

私は、市役所から国民年金に加入するようにとのはがきを受け取ったことから、平成元年4月又は同年5月ごろに市役所に出向き、国民年金の加入手続をしたと思う。

加入手続の際、職員から未納期間の保険料をさかのぼって納付すれば、将来、もらえる年金額が増えると聞き、後日、金融機関から30万円前後又は20万円前後の預金を引き出して、市役所又は金融機関の窓口で申立期間の保険料をまとめて納付した。

申立期間の保険料は納付していると思うので、記録をよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月又は同年5月ごろ、国民年金の加入手続を行い、後日、申立期間の保険料を市役所又は金融機関で納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月ごろに払い出されている上、申立人に係るA市の国民年金被保険者記録の国民年金資格取得届欄に同年6月11日と記録されていることが確認でき、申立人は、早くても同年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認される。このことから、申立人が国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間のうち、元年4月以前の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間直後の平成元年6月から3年3月までの保険料を、同年7月8日に過年度納付していることが確認できるところ、この時点において、申立期間のうち、元年5月以前の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索を行ったが、申立人

に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、平成3年7月に過年度納付した保険料の合計は、18万800円であり、申立人が記憶する一括納付した20万円前後の保険料については、その時点で納付可能な期間の過年度保険料であった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年8月から59年9月まで

私が結婚する時、父から年金手帳を渡してもらい、学生の私に代わり国民年金の加入手続きを行い、私が20歳の時から国民年金保険料を納付してくれていたということを聞いた。

当時、父は収入が多く税率が高かったので、税金の控除のために毎月月末に自宅に来る銀行員を通じて、私の保険料を納付してくれていたようだ。

申立期間の保険料は、父親が納付してくれていると思うので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったころ、父が申立人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された任意加入被保険者の国民年金資格の取得日から昭和60年7月15日ごろに、その弟と連番で払い出されていることが推認される。この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は、現年度納付することはできず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上述のとおり、申立期間の保険料は現年度納付することができないため、父が、毎月自宅に来る銀行員に定期的に保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたA市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

い。

加えて、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していない上、保険料を納付したとする申立人の父から申立期間の具体的な納付状況等についての陳述が得られず、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況などの詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年11月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から50年11月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私は、自宅近くのA市内にあったB業務店に昭和49年1月ごろから勤め始め、時期などの詳しいことは覚えていないが、店舗に来る集金人に夫婦二人の国民年金加入手続を行い、その後、私は、B業務店のオーナー及び同僚と一緒に、毎月店舗に来る集金人に申立期間①の夫婦二人分の保険料を納付していたと思う。

その後、いったん、B業務店を退職したが、昭和51年5月又は同年6月ごろから、再び同じB業務店に勤務し、申立期間①と同様に申立期間②の保険料の納付を再開したと思う。

私は、申立期間①及び②の保険料について、さかのぼってまとめて納付したことは無く、毎月、保険料を納付してきたと思うのでもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月ごろからB業務店勤務を始め、その後、集金人を通じて夫婦二人の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の申立期間①及び②の国民年金保険料を、自身が毎月、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月ごろ、その夫と連番で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料は現年度納付できない上、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立期間①のうち、時効により納付できない期間以外の保険料は、過年度保険料となるため集金人に納付することができない上、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫についても、申

立期間①のうち、厚生年金保険被保険者期間を除く昭和 49 年 12 月から 50 年 11 月までの期間及び申立期間②の保険料は未納であるなど、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立期間②について、申立人は、毎月、集金人に現年度納付し、まとめてさかのぼって保険料を納付したことは無いとしている。

加えて、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から47年8月まで
時期は定かではないが、実兄に勧められたこともあり、A市に転居後、私が自宅に来る集金人を通じて自身の国民年金加入手続をした。3か月ごとに自宅に来る集金人に私が国民年金保険料を納付し、その際、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。
加入当初の保険料は月額300円(3か月で900円)だった。
昭和42年4月ごろ、A市内で転居したが、引き続き同じ集金人が自宅に集金に来ていた。
申立期間については、保険料を納付していた記憶があるので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年9月ごろにA市に転居後、時期は定かではないが、国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得したのは、昭和47年9月19日であることが、申立人の所持する国民年金手帳、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の記載により確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号も同年10月ごろに払い出されており、申立人の国民年金加入手続は同年9月19日に行われたことが推認される。国民年金の任意加入被保険者は、加入日に国民年金の被保険者資格を取得するため、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立人は国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市では、申立期間当時の保険料収納は、印紙検認方式であったとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年度国民年金印紙検認記録欄の昭和47年4月から同年8月までの欄に「不

要」と押印され、申立期間直後の同年9月から検認印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたA市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告（控）等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から54年3月まで
私が会社を退職して実家の自営業を手伝うようになった昭和42年12月ごろ、父が市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。
加入後、私は結婚するまでの間、市役所から送付されてきた納付書で金融機関から国民年金保険料を納付し、結婚後は妻が、私の保険料を金融機関から納付してくれた。
保険料を滞納したり、さかのぼってまとめて納付したことは無く、定期的に納付していたと思う。
申立期間の保険料は納付したはずなのに、未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後の昭和42年12月ごろに、父が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間のうち、結婚前の47年12月ごろまでは自身で、結婚後の48年1月ごろ以降は妻が、それぞれ国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和55年4月ごろに払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は、現年度納付できず、大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A市では、納付書方式による保険料の収納が開始されたのは、昭和52年12月以降であったとしており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたA市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず

ない。

加えて、申立人又はその妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、ほかに申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
「年金加入記録のお知らせ」が届き、見てみたら全額免除月数が夫は 6 か月、私は 3 か月になっているが、免除申請をした記憶が無く、結婚して以来、私が夫婦二人分の保険料を納付している。免除になっている期間は、市役所から委託されていた集金人に保険料を納付していたはずであり、何かの間違いでどなたかの分と間違っただけで処理されたのではないかと推測している。一緒に夫婦二人分の保険料を納付しているのに、夫と私の免除期間が違うというのもおかしい。
申請免除記録を納付記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の保険料は集金人に一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人と一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫の納付状況をみると、夫も申立期間を含む昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までが申請免除の記録になっていることが、特殊台帳及び A 市のオンライン化された国民年金被保険者名簿から確認できる。

また、申立人夫婦の特殊台帳の免除の記録について不自然さは見られず、市と社会保険庁（当時）が同時に、夫婦共に誤って記録したとは考え難い。

さらに、申立期間当時、A 市では機械処理により作成された納付書による納付方式であり、また収納業務は OCR 処理を行っており、収納誤りが生じる可能性は低かったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から58年3月まで
「年金加入記録のお知らせ」が届き、見てみたら全額免除月数が私は6か月、妻は3か月になっているが、免除申請をした記憶が無く、結婚して以来、妻が夫婦二人分の保険料を納付している。免除になっている期間は、市役所から委託されていた集金人に保険料を納付していたはずであり、何かの間違いでどなたかの分と間違っただけで処理されたのではないかと推測している。一緒に夫婦二人分の保険料を納付しているのに、私と妻の免除期間が違うというのもおかしい。

申請免除記録を納付記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の保険料は集金人に一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人と一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の納付状況をみると、妻も申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までが申請免除の記録になっていることが、特殊台帳及びA市のオンライン化された国民年金被保険者名簿から確認できる。

また、申立人夫婦の特殊台帳の免除の記録について不自然さは見られず、市と社会保険庁（当時）が同時に、夫婦共に誤って記録したとは考え難い。

さらに、申立期間当時、A市では機械処理により作成された納付書による納付方式であり、また収納業務はOCR処理を行っており、収納誤りが生じる可能性は低かったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 7 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 7 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 57 年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料については免除申請の手続を行った。58 年 3 月に結婚した後も夫の収入が安定していなかったため、保険料の免除申請を行った。B 職であった父からは、国民の義務は果たすよういつも言われていたこともあり、手続は欠かしたことはない。私の保険料の記録が免除とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の昭和 57 年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行うとともに、保険料については免除申請の手続を行い、結婚した 58 年 3 月から 59 年 7 月までの保険料についても免除申請を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 11 月 1 日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、国民年金被保険者資格の取得日については、申立期間後の同年 8 月 26 日となっていることが A 市の被保険者名簿から確認できる。このことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、免除申請はできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、結婚前の姓の記載が無く、記載されている住所は結婚後の住所地である上、昭和 59 年 8 月 26 日に被保険者となったことが確認できる。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について手帳記号番号払出簿を調査するとともに、各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 7 月まで
私の国民年金は、20 歳になった昭和 38 年*月ごろに、母が加入手続をし、保険料も納付していたと母から聞いている。当時の保険料は納めていたはずなので未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年*月ごろに、母親が加入手続をし、保険料も母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和 41 年 6 月 3 日に申立人の母親と連番で払い出されていることが、手帳記号番号払出簿から確認でき、20 歳になった時に母親が国民年金の加入手続を行ったとの申立てに符合しない。

また、申立人の母親は、手帳記号番号の払出時点で 49 歳であり、国民年金の受給権を確保するには 11 年以上の保険料の納付が必要となることから、特別適用によって払い出されたものと推定でき、母親の手続時に申立人の加入手続も一緒に行われたものとみられる。

さらに、申立人の母親の納付記録をみると、昭和 36 年 4 月から 51 年 11 月までの保険料が納付されていることが確認できるが、手帳記号番号の払出時点で時効となっている 39 年 3 月までの保険料は、45 年 7 月から 47 年 6 月までの期間若しくは 49 年 1 月から 50 年 12 月までの期間のいずれかの特例納付の時期に納付されたものとみられるところ、いずれの時期も申立人は厚生年金保険被保険者期間であったことから、申立期間の保険料を母親が納付したとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与して

おらず、納付していたとする母親からも、高齢のため、当時の状況等について、具体的な陳述を得ることはできなかった。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その記録は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から47年3月まで

昭和53年に会社を退職したときに、母親が国民年金の加入手続きをしてくれ、その際、過去の未納分の保険料をさかのぼって納付できると言われ、申立期間の保険料も納付してくれたように思う。

私の年金手帳には、「被保険者となった日」として昭和45年*月*日、「被保険者でなくなった日」として47年4月1日の記載がある。被保険者となった日だけが記載されているのならば、保険料を納付していないことも考えられるが、被保険者で無くなった日まで記載されているのは保険料を納付していたからではないか。仮に納付していない場合も期間だけは記載するのならば、社会人となった48年4月1日となると思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年に会社を退職した直後、母親が、申立人の国民年金加入手続きを行い、その際、未納となっていた申立期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続き時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和53年5月11日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿より確認でき、払出時点において、申立期間の保険料は第3回特例納付による納付を除き、制度上納付できない。

また、昭和53年7月から55年6月の第3回特例納付期間には申立期間の保険料の納付が可能であるが、申立人は、当時、まだ20代であり、特例納付により年金受給資格を満たす必要性がなかった上、国民年金加入手

続及び保険料納付に直接関与しておらず、故人である申立人の母親が行っていたと陳述している。このため、納付状況などを明らかにする陳述を得ることができなかつたほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかつた。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年11月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年4月から10年11月まで

私は、平成5年5月に来日して、国民年金に加入した。7年4月からA大学に在学しており、大学の学生課から教えられて学生免除の申請を行っていた。最初の年は学生課を通して申請し、2年目からは免除申請の用紙が自宅に郵送され、その用紙に住所及び氏名を記入し、押印した後、同封されていた封筒で送り返したのを覚えている。それにもかかわらず、申立期間が未納とされている。申立期間が免除期間であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年5月に国民年金に加入し、A大学に在学していた申立期間は保険料免除の申請を行ったと申し立てている。

そこで、申立期間についてオンライン記録をみると、申立人が申立期間の保険料を申請免除された形跡は見当たらない。申立期間当時の保険料の免除申請手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っており、オンライン記録に登録されないまま免除が承認されるとは考え難い。

また、申立期間直後の平成10年12月から11年3月までの免除申請は、オンライン記録から同年1月29日に申請されていることが確認できる。仮に申立期間が申請免除であった場合、平成9年度に続く10年度の免除申請は、平成10年4月から11年3月までとなっているはずであり、同年1月29日に10年12月から11年3月までの免除申請をしているのは不自然である。

さらに、機械化による事務処理では、記録が変更された場合にはその履歴が記録されるが、申立人については記録を変更した形跡は見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による免除申請の可能性について、類似した氏名を含む氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から同年12月まで

昭和48年1月にA市に転居したため、妻が市役所の出張所の国民年金課で住所変更の手続をした際に、市役所の人に私も国民年金に加入するようにと勧められたことから、妻が加入手続をした。

以降は、妻が市役所の出張所で定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間は、妻の保険料が納付済みとされているのに、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月にA市B出張所において、妻が国民年金の加入手続をして、以降はその妻が同出張所において定期的に夫婦二人分の保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人の手帳記号番号は、夫婦が昭和49年1月にA市から転居したC市（現在は、A市。）において、同年1月に払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。この場合、前住所地のA市B出張所において48年1月に加入したとする申立人の陳述とは符合しないほか、制度上、居住地ではなかったA市に現年度保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻の所持する年金手帳を見ると、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの保険料は、夫の国民年金手帳記号番号払出日以前に、A市において現年度納付していることが検認印から確認でき、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、

すべて妻に任せていたとしており、非関与であった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により別読みによる申立人の氏名確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

友人に勧められ昭和 53 年 12 月に国民年金に加入した。以後、定期的に集金人に納付した。催告を受けたことは無く、また、さかのぼって納付したことも無い。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされていることが分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 12 月ごろに国民年金に加入し、以後の保険料は定期的に集金人に納付し、催告を受けたことも無いので納付しているはずであると申し立てている。

そこで、申立人の記録をみると、昭和 53 年 12 月 6 日に任意加入により国民年金に加入した直後の 54 年 1 月に、同年 1 月の保険料から A 銀行 B 支店を利用した口座振替による納付方法に、変更の申し出をしていることが、市の被保険者名簿の記録から確認できる。この場合、定期的に集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しないほか、申立期間当時の住所地においては、既に集金人による収納はなされていないことが市の記録から確認できる。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間①及び②は、「振替不能」

と明確に記載されていることが市の被保険者名簿から確認できるほか、市では、振替不能時に再振替を行わず納付書を発行していたとしている。また、申立期間①、②、③及び④の、いずれについても、催告されている形跡が社会保険庁（当時）の特殊台帳から確認できる。一方で、申立人は、催告を含め当時の納付方法についての記憶は定かではない。

さらに、申立期間は延べ5回に及ぶことから行政側が繰り返して事務処理を誤るとは考え難い上、申立期間①を除く、いずれの期間についても、4期分の保険料であるほか、昭和55年度及び59年度の4期分についても、口座振替日以外の納付日にて納付していることが市の記録から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人は、基本的には口座振替による納付を行っていたものの、残高不足等の理由から振替不能に陥る何らかの事情が介在し、納付できる期間のみ対応したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

昭和46年2月の婚姻を契機にA市に転居した。以後、地域の自治会の集金にて、毎月の保険料を定期的に納付した。48年にB市に転居後、保険料を納付したか記憶は定かではないが、55年4月にC市に転居後からは定期的に納付した。年金記録を確認すると、私がA市で納付していた期間が、納付されていないと分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月の婚姻を契機にA市に転居し、48年に転居するまでの間、自治会の集金により国民年金保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入記録をみると、昭和55年4月12日付け任意加入により、現在の基礎年金番号に当たる手帳記号番号の払出しを受けていることが、社会保険庁（当時）及び申立人が所持する年金手帳双方において確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、任意加入はさかのぼっての加入はできないことから、加入手続は資格取得日である昭和55年4月12日になされたものと推定できる。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、別読みによる氏名検索を行ったところ、申立人には、D県E市在住時の昭和42年*月に20歳到達日を資格取得日として、別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認できたものの、この手帳記号番号は、申立人が共済年金被保険者となったことに伴い、同年11月1日に資格を喪失した後、再取得した形跡は認められない。この場合、この手帳記号番号においても、

申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。
なお、この手帳記号番号については、既に現在の基礎年金番号に統合済み
である。

加えて、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらな
かった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年12月まで

姉たちが20歳になった時に、父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと、私は姉及び母から聞いている。当然、私についても姉たちと同様、父は加入手続をして保険料を納付してくれていたはずである。父は既に亡くなっているが、当時は集金人が来ており、年配の女性だったと姉及び母から聞いている。初めのころは、年金手帳に領収書を貼付させられた記憶もある。父は病を患っている中で商売をしながら、苦勞して保険料を納めてくれていたので、2年前に急に未納があると言われたが、何をどう調査したかの説明も無く、不信が募るばかりで納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、父親が姉たちと同様に国民年金の加入手続をしてくれて、保険料を集金人に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和48年11月13日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点においては、申立期間のうち、46年9月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

また、申立人と3歳違いの姉について、加入手続時期を見ると、その姉が23歳であった昭和44年5月24日に手帳記号番号の払い出しを受けていることが同払出簿から確認でき、父は姉たちが20歳になった時に国民年金に加入し保険料を集金人に納付してくれていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の納付記録をみると、昭和 46 年度から 48 年度までの未納期間について、49 年度に催告されていることが、特殊台帳から確認でき、集金人に納付してくれていたとする陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において同払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金には昭和 36 年 4 月から夫婦一緒に強制加入したものと長年思っていた。加入手続については役所が職権で事務処理していたのかもしれないが、加入後の保険料は、私が夫の分も一緒に、当初は役所で、その後は長年、毎月来訪してくる同じ町内の女性集金人に納付していたことを覚えている。しかし、今では高齢のため当時の保険料納付の詳細について記憶は定かでなく、年金を受給して 20 年も経っているので年金手帳もかなり昔に処分してしまったが、同年 4 月に強制加入となっているので、その時以来、夫婦二人分の保険料は常に欠かさず納付してきたものと信じてきた。同じ A 市在住時期でも 40 年 4 月から同年 11 月までは納付済みとされているのに、36 年 4 月から 40 年 3 月までの 4 年間で未納とされているのは納得できず、調査及び記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に強制加入したという記録になっているので、その時以来申立期間の夫婦二人分の保険料を市役所又は集金人に継続して納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和 40 年 6 月 11 日に夫婦連番で払い出されていることが同記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、38 年 3 月以前については、時効の成立により、既に保険料を納付することはできない期間になっている。また、申立期間のうち、同年 4 月以降については過年度納付は可能であったものの、その場合、申立期間の保険料を市役所又は集金

人（いずれも過年度保険料は取り扱わない。）に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、そろって加入手続年度となる昭和 40 年 4 月から納付を開始し、各々、60 歳に達するまで、申立人は 214 か月、その夫は 170 か月の納付済期間が確保されていることがオンライン記録から確認できる。この点については、大正生まれであった申立人夫婦が旧国民年金法の適用対象者として、それぞれ受給要件を充足する期間と近似している。

これらの点を勘案すると、申立人夫婦は、受給権確保の観点からなされた市の特別適用対策及び納付勧奨を受け、申立期間を除き、そろって受給権確保に必要となる昭和 40 年 4 月から保険料納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したが、申立人について別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

加えて、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正8年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金の加入及び保険料納付については妻に任せていたので、私自身はほとんど記憶は無いが、妻によると、加入手続については役所が職権で事務処理していたようであるが、昭和36年4月に強制加入して以来、保険料は当初は役所で、その後は長年、毎月来訪してくる同じ町内の女性集金人に納付していた。しかし、妻も今では高齢のため当時の保険料納付の詳細については記憶が定かでなく、年金を受給して20年も経っているので年金手帳もかなり昔に処分してしまったが、同年4月に強制加入となっているので、その時以来、妻が夫婦二人分の保険料を常に欠かさず納付してきたと信じてきた。同じA市在住時期でも40年4月から同年11月までは納付済みとされているのに、36年4月から40年3月までの4年間で未納とされているのは納得できず、調査及び記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に強制加入したという記録になっているので、その時以来、国民年金に関する事務一切を任せていた妻が、申立期間の夫婦二人分の保険料を市役所又は集金人に継続して納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和40年6月11日に夫婦連番で払い出されていることが同記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、38年3月以前については、時効の成立により、既に保険料を納付することはできない期間になっている。また、申立期間のうち、同年4月以降については過年度納

付は可能であったものの、その場合、妻が申立期間の保険料を市役所又は集金人（いずれも過年度保険料は取り扱わない。）に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、そろって加入手続年度となる昭和 40 年 4 月から納付を開始し、各々、60 歳に達するまで、申立人は 170 か月、その妻は 214 か月の納付済期間が確保されていることがオンライン記録から確認できる。この点については、大正生まれであった申立人夫婦が旧国民年金法の適用対象者として、それぞれ受給要件を充足する期間と近似している。

これらの点を勘案すると、申立人夫婦は、受給権確保の観点からなされた市の特別適用対策及び納付勧奨を受け、申立期間を除き、そろって受給権確保に必要な昭和 40 年 4 月から保険料納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したが、申立人について別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

加えて、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 26 日から 45 年 4 月 17 日まで

A社を退職後、同社における厚生年金保険加入期間については脱退手当金を受給したが、社会保険庁（当時）の記録によれば、B社を退社後、同社における加入期間とA社における加入期間を合わせた期間について脱退手当金を受給したことになる。

A社を退職後に脱退手当金を資金として購入したミシンで服を作り、その服を着てB社に通勤していたので、同社を退職後に脱退手当金を受給したことは考えられない。

B社の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を請求も受給もしていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社における厚生年金保険加入期間については、同社退職後、社会保険事務所（当時）の職員から説明を受けて脱退手当金を受給したと主張しているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、A社の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されていない。

また、申立人はA社の被保険者資格を喪失した約3か月後にはB社で被保険者資格を短期間で再取得していることを踏まえると、この時期に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社における加入期間と申立期間とを合算して支給されたこととなっている脱退手当金の支給額

に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないが、このほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月1日から26年11月24日まで
② 昭和27年6月1日から30年1月26日まで

社会保険事務所(当時)から届いた厚生年金保険被保険者記録照会票によると、A社B支店C事業所及びD社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとされている。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるD社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年3月23日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人のD社に係る被保険者台帳記号番号は、同社における被保険者資格喪失月である昭和30年1月にA社B支店C事業所に係る記号番号と重複取消処理が行われているところ、申立人の脱退手当金はその約2か月後に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に併せて行われたと考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は支給できなかったのであるから、D社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 18 日から同年 12 月 11 日まで
② 昭和 48 年 5 月 23 日から同年 11 月 10 日まで
③ 昭和 49 年 1 月 5 日から 51 年 11 月 5 日まで

社会保険庁（当時）からの被保険者記録照会回答票によると、昭和 33 年 3 月 24 日から 51 年 11 月 5 日までの間に勤務していた 6 社のうち、4 社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みとされている。

4 社のうち、A 社における厚生年金保険被保険者期間については、同社退職後脱退手当金を受給したが、B 社、C 社及び D 社における被保険者期間については、脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無い。

申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることに納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたことになっている A 社における厚生年金保険被保険者期間については、「退職後、脱退手当金を請求し、約 3,000 円もらった。」旨主張しているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、同社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されていない。

また、A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した約 2 か月後には B 社で被保険者資格を短期間で再取得しているなど、この時期に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、署名及び押印がなされた上、昭和 52 年 3 月 31 日付けで E 社会保険事務所（当時）に提出されており、脱退手当金が住所地に近い F 銀行 G 支店で支給されていることが確認できる

ほか、A社における厚生年金保険被保険者期間と申立期間とを合算して支給されたことになっている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立期間の最終事業所であるD社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるほか、「52.4.3」と併記されているところ、脱退手当金が昭和52年5月20日に支給決定されていることを踏まえると、併記された数字は同年4月3日を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたものと考えられる。

このほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から28年11月1日まで
② 昭和28年11月1日から29年3月1日まで
③ 昭和29年5月29日から32年1月20日まで

私は、昭和24年4月にA社に入社し、29年2月末まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、同社勤務期間のうち、24年4月1日から28年11月1日までが厚生年金保険に未加入とされている。同社における厚生年金保険被保険者期間が4か月ということは考えられず、申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

社会保険庁の記録によると、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、昭和32年5月16日に脱退手当金を受給したことになっているが、手続を行ったことも受給した記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②及び③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の昭和26年3月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚（資格喪失日は昭和34年2月21日。）から、「私は昭和26年3月ごろにA社に入社しているが、その時、申立人はいなかった。申立人が入社したのは、私が入社してから1年から2年後で、勤務期間も短かったように思う。」旨の陳述が得られた。また、同年9月に同社に入社した旨陳述している同僚（厚

生年金保険被保険者期間は昭和27年1月27日から31年3月27日まで。)からも、「申立人のことは覚えているが、入社時期は私より1年から2年後であったように思う。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人が、当時の同僚と申し立てている者の氏名が、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できるところ、当該同僚の被保険者資格取得日は、申立人が同社において被保険者資格を取得した後の昭和28年12月1日であることが認められ、このほか、申立人の陳述以外に、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことをうかがわせる事情は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③については、申立人は、B社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和32年5月16日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、保険給付の記録欄に脱退手当金の支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定の約3か月前に婚姻し、翌年、夫とともに海外に移住しているところ、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、我が国での年金制度への加入歴が短い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 21 日から同年 9 月 3 日まで

私は、平成 9 年 5 月 19 日から A 事務所に勤務していた。同事務所は、B 市と C 市に事務所があり、私は C 市の事務所に勤務していたところ、同年 8 月になって当該事務所の場所に新たに D 事務所が設立されることとなった。

当時、A 事務所の事業主から、「平成 9 年 8 月 21 日から事務所名が D 事務所に変更になるが、勤務場所及び勤務条件は変わらないので、そのまま継続して勤務してほしい。」旨の説明があり、平成 9 年 12 月 21 日まで継続して勤務した。

社会保険庁（当時）の記録によると、事務所が D 事務所へ変わった平成 9 年 8 月 21 日から同年 9 月 3 日までが、厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間について、D 事務所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、D 事務所において平成 9 年 8 月 21 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 20 日に離職していることが確認でき、また、同事務所の元事業主から、「申立人は、A 事務所から平成 9 年 8 月 21 日に D 事務所に移り、その後、退職するまで 1 日の空白もなく、勤務していた。」旨の陳述が得られたことから、申立人が申立期間において同事務所に勤務していたことは確認できる。

さらに、D 事務所の元事業主から提出された給与支払い資料によると、申立人を含む当時の従業員（二人）について、平成 9 年 9 月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、元事業主は、「社会保険料は翌月控除であった。」旨陳述していること、及び申立人は、退職月である同年 12 月

分の給与からも厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、同年9月分の給与から控除された厚生年金保険料は同年8月分であったと認められる。

一方、E業は厚生年金保険法上の強制適用対象業種から除外されており、また、D事務所は、個人事業所、かつ被保険者となるべき従業員数が5人未満であることから、申立期間当時は厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったところ、同事務所の元事業主が保管する健康保険及び厚生年金保険に係る適用関係資料によると、同事務所は、平成9年9月3日に健康保険任意包括被保険者認可及び厚生年金保険任意適用の申請を行い、同日付けで認可を受けていることが確認できる。

以上の事情から、申立期間は、D事務所が厚生年金保険の任意適用事業所となる前の期間に該当し、厚生年金保険法上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られていることを踏まえると、任意適用前の平成9年8月分の保険料控除は有効なものとは認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、A社（現在は、B社。）で事務職の正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明であるとしている。

また、申立人が記憶している同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会したが、申立人の勤務を推認できる回答は得られなかった。

さらに、複数の元従業員が、「A社には試用期間があった。」と陳述しており、そのうちの一人で申立人と同じ職種であったとする者は、「入社時に、すぐに辞める人もいたので、しばらくは社会保険には加入させていないと会社から説明を受けた。実際、自分の厚生年金保険への加入時期も入社月の5か月から6か月後である。」と陳述している。

加えて、申立人が自分より後で同じ職種の事務員として入社してきたと記憶している同僚は、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらない。

また、雇用保険の記録及びA社が加入していたC厚生年金基金の記録をみても、申立人の被保険者記録又は加入員記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月ごろから同年 9 月まで
② 昭和 34 年 2 月ごろから 36 年 2 月ごろまで
③ 昭和 36 年 2 月ごろから 38 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。

申立期間①については、E 学校を卒業する少し前から、A 社に勤務した。

申立期間②については、B 社で 2 年ぐらい C 業務に従事していた。

申立期間③については、D 社で、E 業務に従事していた。

これらの会社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 37 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の元従業員は、「申立期間当時、A 社はまだ法人ではなく、厚生年金保険にも加入していなかった。このため、昭和 36 年 4 月から、会社が法人化されその後厚生年金保険に加入するまでは、妻と共に国民年金に加入していた。」と陳述しているところ、同人の国民年金記録をみると、昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A 社は、昭和 40 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明であるため、申立期間における申立人

の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に他社に合併されて申立期間当時の関係資料は保存されておらず、申立期間当時の事業主も連絡先不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、同僚の名前をほとんど記憶しておらず、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間を含む昭和34年1月から38年3月までの健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の内容に不自然な点も見られない。

申立期間③については、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は平成14年に破産終結しており、申立期間当時の事業主及び役員の氏名等も不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚は申立人を記憶しておらず、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間を含む昭和35年7月から38年4月までの健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の内容に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで
亡夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社から下請として仕事を受注していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。前後の期間は下請であっても同社で厚生年金保険に加入していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元下請業者の陳述から判断して、申立人が同社の下請として仕事を請け負っていた期間が有ったことが推認できる。

また、A社の事業主は、「当社が仕事を発注している期間は、下請業者についても厚生年金保険に加入させていた。」と陳述している。

しかし、A社が作成し保管する被保険者名簿を見ると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致しており、同社の申立期間当時の人事担当者は、「当社の被保険者名簿は、創業当時から自分が記録してきたものであり、申立期間当時の記録に間違いは無い。申立人は申立期間において厚生年金保険被保険者では無かったはずである。」と陳述している。

また、事業主は、「申立人は、申立期間当時は当社の仕事を受注していなかったもので、厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと思う。」としているところ、申立人と同様にA社の下請業者であった者の一人は、「昭和 46 年ごろ、A社からの受注が少なくなったので、申立人と一緒に同社の仕事を辞

めたことを記憶している。」と陳述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同人も、申立人が資格を喪失した翌日の昭和46年5月22日に、同社における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、申立人の昭和46年5月21日の資格の喪失に併せて健康保険証が社会保険事務所に返納されたことを表す「証返」の記載が確認できる上、47年2月21日の資格の再取得時には、申立人は、喪失時とは異なる別の厚生年金保険被保険者の手帳記号番号を取得している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 29 日から 38 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間についても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の一人(昭和 37 年 3 月 12 日に資格を取得。)は、「期間は不明であるが、私が入社した 2 か月ぐらい後に、申立人はいったん退職した記憶がある。」と陳述している。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 37 年 4 月 29 日の資格の喪失に伴い、健康保険証を返納できないときに事業所が社会保険事務所に提出する紛失届が提出されていることが確認できる上、38 年 3 月 1 日に資格を再取得する際には、喪失時とは異なる別の厚生年金保険被保険者の手帳記号番号が交付されていることが確認でき(昭和 58 年 11 月 7 日重複取消)、厚生年金保険手帳記号番号払出簿を見ると、当該手帳記号番号は、同年 3 月 22 日付けで払い出されていることが確認できる。

さらに、A社は、昭和 39 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主は所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資

料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 28 日から 38 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、父が事業主であったA社のB支店で厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社B支店には勤務していなかった。」と陳述しているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる元従業員(申立人の兄)も、「申立期間当時、申立人はA社に勤務していなかった。」旨陳述している。

また、申立人は、「母もA社B支店に勤務していなかったが、同社B支店において厚生年金保険の加入記録が有るので、私自身も申立期間について厚生年金保険に加入しているはずである。」と主張しているところ、A社B支店の元従業員である申立人の兄は、「母はA社の取締役であったことから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たすために厚生年金保険の加入手続を行っていたようだが、申立人が同社の取締役であったかどうかは分からない。」と陳述している上、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の母親の同社B支店における被保険者資格の取得日は、申立期間後の昭和 38 年 11 月 25 日であり、さらに、同社B支店は、申立期間も厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていることが確認できることから、同社B支店が、申立人についても、申立人の母親と同様に厚生年金保険の加入手続を行っていたとまでは推認できない。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、昭和 36 年 3 月 28 日の資格の喪失に伴い、同年 3 月 30 日に申立人の健康保険証が返納されていることを表す「36.

3.30 証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 30 日から 40 年 1 月 1 日

私は、昭和 39 年 3 月 20 日から A 社に正社員として就職し、同年 12 月 29 日まで勤務した。空白期間ができるのが嫌だったので、同社には同年 12 月末で退職し、翌年の 40 年 1 月 1 日から次の職場で勤務すると伝えていた。同年 12 月 31 日までは籍があったと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で昭和 39 年 12 月 29 日まで勤務し、同年 12 月 30 日から年末年始休暇に入ったと申し立てているが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚からも、申立人の在籍期間等について具体的な陳述は得られなかった。

また、A 社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、同社は昭和 39 年 12 月 30 日付けで申立人の資格を喪失させていたことが確認できる。

さらに、A 社は、「当社では、自己都合により中途退職した者については、特に申し出が無い限り最終勤務日の翌日を資格喪失日として届け出ていたと考えられる。また、申立人の資格喪失日を昭和 39 年 12 月 30 日として届け出ていることを踏まえると、当時、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。」旨陳述しており、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から60年5月10日まで
A社では、昭和38年8月から60年5月までB部に所属して勤務をしており、同社を退社して2年後の62年11月に独立をした。
A社在職中に成績が良好であったため、会社から賞品をもらっている。申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に役員として継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、昭和45年からA社に勤務している現在の事業主は、申立人を記憶しておらず、また、申立人と共に同社に入社し、41年7月31日付けで同社に係る被保険者資格を喪失している同僚一人は、「自分が退社したときには申立人は既に退社していた。」と陳述している。

さらに、A社に係る法人登記簿謄本をみると、申立人は昭和39年3月5日に取締役就任、41年3月5日に退任と記載されており、申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 2 年 5 月 31 日まで A 社に 14 か月間在籍し、厚生年金保険料も各月の給与から控除されていたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。当該期間について厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に平成 2 年 5 月 31 日まで勤務していたため、同年 6 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかしながら、雇用保険の記録、A 社が保管している労働者名簿及びタイムカードの記録から、申立人が同社を退職した日は平成 2 年 5 月 30 日であることが確認でき、また、同社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失日は、2 年 5 月 31 日であることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する方法には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 2 年 5 月 31 日であり、申立人の主張する同年 5 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月 1 日から 58 年ごろまで
② 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 9 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 53 年 7 月 1 日から 56 年 2 月 28 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録において、A社は、厚生年金保険適用事業所としての記録は無く、また、事業主は、「当事業所は厚生年金保険の非適用事業所であり、従業員には国民年金に加入するよう指導していた。」と陳述している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立期間当時の経理担当者の陳述から判断して、申立人が申立期間のうち、昭和 61 年 11 月ごろから平成 2 年 9 月 25 日までB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の経理担当者は、「B社では、厚生年金保険への加入は、事業主と本人との話し合いで決めており、厚生年金保険を含む社会保険に加入しない従業員もいた。」と陳述している。

また、申立人が同僚として記憶している者は、自身の勤務期間について、昭

和 62 年 4 月から 1 年以上勤務したと陳述しているが、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同人の加入記録は見当たらない。

さらに、当該被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 26 年に中学を卒業してすぐでっち奉公しながら A 社（現在は、B 社。）で働き、45 年 1 月 15 日に退職するまで継続して勤務した。34 年 10 月に同社 C 本社から同社 D 事業所（現在は、E 社。）へ異動したが、同社 D 事業所での給与は、顧客が無いためしばらくの間は同社 C 本社から支給されていた。同社で間断無く勤務していたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、申立人が申立期間に A 社 D 事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と同様に A 社 D 事業所で勤務した同僚 5 人全員にも、同社 D 事業所において厚生年金保険の加入記録が無い期間が確認できる上、同社 D 事業所で社会保険手続の補助をしていた同僚は、「A 社 D 事業所が開設されてから、ずいぶん遅れて厚生年金保険の新規適用の届出を行った記憶がある。申立期間当時の同社 D 事業所で勤務していた従業員全員に厚生年金保険の加入記録が無い期間があるのであれば、申立期間は給与から保険料控除はされていなかったと思う。」と陳述している。

また、A 社 D 事業所開設時の代表者であった同僚は、「A 社 D 事業所が開設された当初、顧客は既についていたので、同社 C 本社から運転資金を送ってもらうようなことは無く、同社 D 事業所の中で従業員の給与支払いなどのやりくりはできていた。」と陳述している。

さらに、B 社は、「当時の社長は既に亡くなっており、申立期間当時の資料を保存していないが、厚生年金保険に加入していない者から厚生年金保険料を

控除するようなことはしていない。」と陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 31 日から 46 年 3 月 1 日まで
② 昭和 61 年 7 月 10 日から平成 8 年 12 月 2 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、私がA社に勤務していた申立期間①及び②において、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっている。申立期間②では月給 40 万円もらっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係るオンライン記録によると、申立人と同年代の複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額あるいはほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみがほかの同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間①の同僚二人は、「自分の社会保険庁の記録の標準報酬月額は当時の給料と比べて妥当である。」としている。

申立期間②について、A社に係るオンライン記録によると、申立人と同職種の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人は「月給 40 万円もらっていた。」旨申し立てしているところ、雇用保険の離職時賃金日額の記録から、申立人の月給が約 38 万円であることが確認できるが、上記同職種の同僚は、「月給の基本給は 28 万円であり、別封筒で 10 万円ぐらいの手当金をもらっていた。」と陳述していることから、事業主は基本給のみを社会保険事務所(当時)に届出していた可能性がうかがわれる。

申立期間①及び②において申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録をみても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認

められない。

また、A社は、平成8年12月2日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立期間①及び②の賃金台帳等は確認できない上、申立期間①及び②について、同僚に対する調査においても申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 8 月 1 日から 6 年 4 月 9 日まで
② 平成 7 年 4 月 1 日から 10 年 7 月 28 日まで

私は、申立期間①及び②においてA社に勤務していた。申立期間①においては実際には 40 万円から 50 万円の給与があったにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では 17 万円程度となっており、また、申立期間②においては 30 万円から 40 万円の給与があったにもかかわらず社会保険庁の記録では 14 万円程度となっているので調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。なお、いずれの期間においても社会保険料をいくら控除されていたかは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録により、申立人と同じ職種であったとされる約 110 人の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間当時の事業主及び同僚 3 人は、「会社は歩合給であったが、社会保険には固定給の部分で加入した。」旨陳述しているほか、オンライン記録においても、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、A社は平成 14 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立期間①及び②の賃金台帳等は確認できない上、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 10 月まで

私は、昭和 32 年 3 月に高校を卒業し、申立期間において A 社で B 業務の仕事をしていた。この 2 年 6 か月が厚生年金保険に未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 3 月に高校を卒業し申立期間において A 社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が申立期間当時の上司として名前を挙げた従業員が同僚の陳述と一致していることから、在職期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した同僚 12 人は、いずれも申立人を覚えておらず、複数の同僚は、「当時、A 社の C 職は 10 人ほどしかいなかったのも、申立人が 2 年半ほど勤務していたのであれば記憶が無いはずがない。」と陳述している。

また、上記同僚に対する調査結果により、申立期間当時、A 社では高校新卒者に対しては入社から 2 か月から 3 か月後に厚生年金保険の加入手続を行っていることが確認できるほか、申立人の申立期間についての記憶も曖昧であることから、申立人は短期間の勤務であり、厚生年金保険への加入手続前に離職した可能性がうかがえる。

さらに、A 社は既に廃業となっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、上記被保険者名簿の申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

さらに、申立人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたかについては分からない。健康保険被保険者証の取得及び使用について記憶が無い。」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 28 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社B支店及び同社C支店に勤務していた昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 28 日までに係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社C支店での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和39年9月2日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む合計4ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者18人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め12人であり、うち11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているほか、同名簿の申立人欄には、「脱」表示の右側に「39. 7」との記載が確認できるところ、申立人の脱退手当金が昭和39年9月2日に支給決定されていることを踏まえ

ると、同表示は同年7月を意味すると考えられ、脱退手当金に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

さらに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から24年3月15日まで
社会保険庁(当時)の記録では、昭和23年6月1日から24年3月15日までに係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」と記されているほか、支給金額及び資格期間等が記載されており、その内容は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和24年6月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できないことから、申立期間の事業所を退職後、昭和40年11月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 20 日から 35 年 2 月 3 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社B工場で勤務していた昭和 28 年 8 月 20 日から 35 年 2 月 3 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続をしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 4 月 1 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計 5 ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 41 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 39 人であり、うち 36 人が資格喪失後約 5 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 35 年 3 月 1 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の

支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 23 日から同年 3 月 1 日まで

ねんきん特別便により、A社B支店に入社した日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっているために、1か月の空白期間が生じていることが分かった。会社が手続を間違ったのであり、私には過失は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された労働者名簿から、申立人が申立期間において、同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副）には、申立人の資格取得年月日は平成 16 年 3 月 1 日と記載されており、厚生年金保険のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人がA社で最初に支給された平成 16 年 3 月分の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同社は、「給与は毎月 20 日締めで厚生年金保険料を当月控除し、翌月 5 日に支払っている。申立人の平成 16 年 2 月 23 日から同年 3 月 20 日までの給与は 3 月分の給与として支給しており、申立期間の保険料は控除していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から 22 年 5 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立期間当時、社会保険手続を担当していた社員は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時、一緒に働いていた二人の同僚には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、自分の加入記録が無いのは納得できない。」と申し立てているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、当該同僚二人が被保険者資格を取得した時期は、申立人が同社を退社したとする昭和 22 年 5 月 31 日より後の同年 9 月 1 日であることが確認でき、さらに、当該同僚二人は、「昭和 21 年 8 月にA社に入社した。」としていることから、入社から 13 か月経過した後に被保険者資格を取得したことが認められる。

加えて、上記の二人の同僚のうち一人は、申立人と同じ「B職であった。」としているが、申立人は、「A社に入社するまでは、B職の経験は無かった。」と申し立てているところ、当該同僚も、「入社するまでB職の経験が無かった。」としていることから、同社では、経験者の無い従業員については、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 28 日から 42 年 3 月 31 日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B工場（現在は、C社B工場。）に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 8 月 28 日から 42 年 3 月 31 日までについて加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B工場に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社B工場は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間にA社B工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 30 人のうち、住所の判明した 17 人に文書照会したところ 11 人から回答があり、全員が「申立人を覚えていない。」と陳述している。

さらに、公共職業安定所における申立人のA社B工場での雇用保険の記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、資格の喪失に伴い健康保険証が返納されたことを示す「証返」の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から平成 5 年 7 月 31 日まで
私は、A社を昭和 53 年 4 月に設立し、平成 5 年 7 月 31 日まで専務取締役として勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間の一部にA社に在籍していたことが推認できる。

しかし、A社は平成 13 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、同年 8 月*日に破産登記されていることから、申立事実を確認できる資料は無く、当時の事業主も、「申立期間の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の同社における勤務の状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A社における複数の同僚は、「申立人は専務取締役であったが、途中からB社の社長になった。」と陳述しており、B社に係る商業登記簿から、申立人が平成 3 年 3 月から同社の取締役就任していることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金の記録では、申立人のA社における資格取得日は平成 5 年 8 月 1 日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 22 日から 54 年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 5 月 1 日までB職として勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険が未加入とされており、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職日を記憶していないが、申立期間にA社にB職として継続して勤務したと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の事業主は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚 1 名の名前は、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認することはできず、同名簿から、申立期間中に被保険者資格を取得していることが確認できる 19 名の同僚に文書照会したところ、10 名から回答があり、このうち 9 名の同僚は、「申立人を知らない。」と陳述している。

さらに、A社で昭和 54 年 2 月に厚生年金保険被保険者資格を取得している 1 名の同僚は、申立人が同社に勤務していたことを記憶していたが、「私は、53 年当時から勤務していたが、申立人がいつごろ退職したのか覚えていない。」と陳述しており、申立人の同社における勤務の期間及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 11 月 8 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 42 年 11 月 14 日まで

年金記録確認のため社会保険事務所（当時）に行った時、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みと言われたが、その時初めて脱退手当金制度について知ったので、当時請求手続をするはずがない。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年1月19日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計11ページのうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失した女性24人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め14人見られ、うち9人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険

者期間は別の番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、「42.12」と併記されていることが確認できることから、申立人の脱退手当金が昭和43年1月19日に支給決定されていることを踏まえると、併記された数字は42年12月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

加えて、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 10 日から 45 年 5 月 ごろまで

私は、中学卒業後、A市B区にあるC社に就職し、約1か月後にC社の代表者の指示により、同代表者の親族が経営するD社に異動した。同社では、住み込みで、E業務に従事していたが、昭和45年5月ごろ再びC社に戻った。

社会保険庁(当時)の記録によると、D社における厚生年金保険被保険者期間が、昭和41年4月6日から同年5月10日までの1か月しかなく、同年5月10日から退職した45年5月ごろまでの加入記録が見当たらない。申立期間において、D社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得していることが確認でき、同社に住み込みで働いていた旨陳述している複数の同僚は、「申立人のことは知らない。」旨陳述している。

また、申立人が、自身と同じ住み込み社員であったと申し立てている同僚3人は、いずれも申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間もD社に勤務していることが認められる。

さらに、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和41年5月3日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「申立人のことは覚えているが、D社にはほんの短期間しか勤務していなかった。申立人がD社を辞めた後、同社の事業主に頼まれて、C社の店主が親代わりとなって申立人をあずかった。」旨の陳述が得られたほか、申立期間当時の事業主の次女から、「当時、会社に住んでいたの、短期間で退職した人を除き住み込ん

でいた人のことははっきり覚えているが、申立人のことは知らない。」旨の陳述が得られた。

加えて、D社の元社員から、「自分は、昭和43年又は44年ごろからA市E区のC社で勤務していたところ、時期ははっきり覚えていないが、申立人が後から移って来た。申立人はE区のC社で3年から4年の間、F職の見習いとして働いた後、C社に移りF職となった。」旨の陳述が得られた。

以上の事情及びD社における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和41年4月6日となっていることを踏まえると、申立人は、中学校卒業後、まずD社に就職したが、短期間しか勤務しておらず、すぐにC社に移ったと考えるのが相当である。なお、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から34年6月29日まで
社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は、少なくとも申立期間は私と一緒にA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及びA社の複数の元社員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の妻及びA社の元社員は、「申立期間当時のA社の社員数は約30人であった。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における被保険者数は最大で16人であることが確認できる。

また、申立人の妻は、「申立人はB職であり、申立期間当時、A社には、B職の長を含め男性B職が5人前後いた。」と陳述し、A社の元社員も、「申立期間当時、同社には、B職の長を含め男性B職が5人前後いた。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿で申立期間に加入記録がある男性の被保険者は5人であるが、申立人の妻及び元社員の陳述によれば、B職の長以外にB職である被保険者はいない。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも全社員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなく、また、B職の長以外の男性B職については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和35年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の同社における保険料控除等の状況を確認することはできない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5303（事案 2455 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録訂正を申し立てたが、申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、私の同事業所における勤務実態も確認できない等の理由で申立ては認められなかった。

今回、A 社勤務時に従事した業務関係者だけに配布された記念のテレホンカードを提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の A 社における勤務が確認できない、社会保険事務所において A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない、及び申立人は申立期間において国民年金保険料を納付している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 社での勤務等を示す新たな資料として、業務関係者だけに配布されたとするテレホンカードを提出しているところ、当該テレホンカードを配布したとされる B 社は、「当社は当該業務に参加している。当時、A 社は当社の下請事業所であった。」旨陳述していることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該テレホンカードの所持をもって申立人の A 社における厚生年金保険料の控除まで推認することはできず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月ごろから 46 年 3 月ごろまで

私は、昭和 45 年 4 月ごろから約 1 年間、A 社で B 職として働いていた。同社は C 事業をしている会社で、その当時は D 市 E 区にある会社保有の寮に入っており、給与から寮費とともに厚生年金保険料も源泉控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 社に勤務するために、F 県から D 市に転居したと陳述しているところ、申立人の住民票をみると、D 市への転入日は、昭和 45 年 4 月 14 日となっていることが確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 4 月 17 日と同時期に当たることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 社及びその親会社の G 社は既に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の保険料控除等について確認することはできない。

また、申立人は、当時、B 職は交替制勤務で同職種の社員が複数名いたと陳述しているものの、申立人は同僚の氏名について記憶していないため、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に資格を取得している者を抽出調査したが、B 職として勤務していた者を特定することはできず、さらに、ほかの業種に従事していた者に対して B 職の厚生年金保険への加入状況等について照会したものの、当時の事情を明らかとする陳述を得ることはできなかった。

加えて、上記被保険者名簿をみると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することができず、このほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月ごろから50年5月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間の加入記録が無いことに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、複数の同僚からは、「申立期間当時、給与の手取額を多くするために、厚生年金保険に加入することを希望しない者がおり、A社では、これらの者を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨の陳述が得られた。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人が名前を挙げた同僚のうち、当時の上司であった者の被保険者記録も確認できない。

これらのことから、A社では、当時、すべての社員について必ずしも厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は、昭和55年1月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっているほか、当時の社会保険事務担当者からの回答も得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

私は、中学校卒業後すぐにA社に住み込みで勤務した。

一緒に入社した同僚の氏名も記憶しており、昭和 32 年 4 月 1 日から勤務したので申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に在職していたことが推認される。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、中学校卒業後の昭和 31 年 4 月からA社に勤務していたとする同僚の資格取得日は 35 年 4 月 1 日であることが確認できることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人と同時期に入社し、同年齢で同質の業務に従事していた 2 名の社員の資格の取得時期はそれぞれ異なっていることが確認できる。

そこで、A社における厚生年金保険の加入の取扱い等について、複数の同僚に対し照会したが、これを明らかとする陳述は得られなかったほか、事業主及び社会保険事務を担当していた事業主の妻も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における保険料控除を確認することができない。

また、申立人は、申立期間における保険料控除について記憶していないほか、「申立期間当時に健康保険証を受け取ったかどうか覚えていない。」旨陳述している。

さらに、上記被保険者名簿をみると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録に

において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 30 日から 6 年 1 月 1 日まで

平成 3 年 6 月 17 日から 6 年 10 月 11 日まで A 社に継続して勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では 4 年 4 月 30 日から 6 年 1 月 1 日までの記録が抜けている。入社当時の社名は、B 社であったが、すぐに C 社に社名が変更され、申立期間は経営状態が悪かったため、その後、D 社に買収されたと記憶している。

給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間当時、C 社及び D 社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、社会保険庁の記録では、C 社は、平成 4 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後に事業を承継した D 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は 5 年 4 月 1 日であることから、申立期間のうち、4 年 4 月 30 日から 5 年 4 月 1 日までは、これら両社共厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間に当たる。

一方、オンライン記録によると、申立人は C 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことに伴い、平成 4 年 5 月 14 日に健康保険の任意継続資格の取得手続きを行い、申立期間中は任意継続被保険者期間であったことが確認できる上、当該期間における健康保険料は同社での資格喪失時における標準報酬月額 28 万円として認定され、当該保険料は申立期間中に毎月納付されており、当該記録に不自然な点もうかがえない。

また、C 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 4 年 4 月 30 日

に資格を喪失している被保険者は15名みられ、このうち申立人を含む12名が健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B社及びC社の当時の事業主に対して、申立期間における保険料控除及び上記の任意継続手続等について照会を行ったものの、回答は得られなかったほか、複数の同僚からも当時の事情を明らかとする陳述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に A 社 B 支店に入社した。同社には 10 年近く勤務して、51 年 12 月ごろに退職した。その間、B 事業、C 事業、D 事業、E 事業等の F 業務を担当した。しかし、厚生年金保険の加入記録が 46 年 1 月 1 日までとされており納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 支店において申立期間を含め約 10 年間勤務したと申し立てているところ、申立期間の一部と重なる昭和 46 年 3 月から 47 年 4 月までに同社 B 支店で厚生年金保険に加入している同僚からは、「申立人の在籍期間は不明であるが、勤務していたことを記憶している。」との陳述が得られたことから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部においても勤務していたことが考えられる。

しかしながら、申立人の A 社 B 支店での雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和 42 年 3 月 21 日、離職日が 45 年 12 月 30 日となっており、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致していることが確認できる。

このことについて A 社は、「当社では、雇用保険と厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続を同時に行っている。また、厚生年金保険の資格を喪失させるのは、退職した場合又は支店から本社への異動時のみで、勤務しているのに本人の同意も無く資格を喪失させることはあり得ない。」と回答している。

なお、A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出調査したところ、回答を得た 8 名全員が同社 B 支店での在籍期間と厚生年金保険の加入記録は相違していないと陳述しており、同社の資格の取得及び喪失の事

務手続において特段の事務的過誤はうかがえない。

また、A社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間における保険料控除等について不明である。」としているほか、上記の同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年12月21日以降の厚生年金保険被保険者数は88名であるところ、同名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

なお、A社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立期間における申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年ごろから 61 年ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社のB事業所に勤務し、C業務に従事していた。申立期間当時の事業所長及び同僚の名前を覚えている。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の元同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該グループを統括しているD社は、申立人のようなC業務担当者は、厚生年金保険には加入させていないとしている。

また、申立人が申立期間当時のA社B事業所の所長であったとする者の年金記録をみると、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が、A社B事業所での同僚であったとする者は、「自身は個人事業主であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述しているところ、オンライン記録をみると、同人は、A社及び関係会社では被保険者とはなっていない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月27日から36年11月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和32年の春にA社に採用され、4年程度は勤務していたと記憶している。採用後、試用期間を経て、1年半ぐらいは本社で、その後はB事業所で勤務し、いずれも経理の仕事をしていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社の本社及び同社のB事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る元社員に照会しても、本社で経理を担当していたとする者、事務関係の業務に従事していたとする者を含めて、申立人を記憶している者はいない。

また、申立期間当時、A社のB事業所で勤務していたとする元社員3人も申立人を記憶しておらず、そのうちの1人は、「当時、経理業務はB事業所では行っておらず、本社で行っていた。」と陳述している。

さらに、A社を統合したC社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明であるとしている。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周

辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 2 月 14 日から 22 年 2 月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務した期間のうち、時期は不明であるが、同社から派遣されてB社で勤務した記憶もある。C県発行のD職免状及び当時の写真を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社(現在は、E社。)に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、事務所整理記号簿では、A社が名称をE社と変え厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社を退職したとする昭和22年2月より後の28年11月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の厚生年金保険加入記録を管理している人事部は、申立期間当時の資料は保存していないため、申立人の勤務実態等は不明であるが、厚生年金保険の適用前に保険料の控除は行っていないとしている。

さらに、申立期間ごろにA社に勤務し、同社が適用事業所となった時に資格を取得している者は、「保険料控除は厚生年金保険の資格を取得してからであった。」と陳述している。

なお、申立人は、「C県発行のD職免状」及び「当時の写真」を提出しているものの、当該提出資料からは、申立人のA社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 21 日から同年 5 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間も継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 46 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元代表取締役は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、社会保険事務担当者名も不明である。」としているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

また、申立期間に被保険者記録の有る元社員に照会したが、連絡の取れた5人は申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できなかった。

さらに、A社に係る申立人のものとみられる雇用保険の加入記録は、昭和 44 年 3 月 16 日から同年 5 月 20 日までは未加入であり、厚生年金保険の記録とおおむね一致している。

加えて、前述被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社における被保険者資格の喪失日が昭和59年9月30日であるとの回答を受けた。

しかし、私がA社を退職したのは昭和59年9月30日であり、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年10月1日である。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年9月30日までA社に勤務していたとしているところ、申立人の同社における雇用保険の記録は、同年9月29日が離職日であり厚生年金保険の記録と一致している上、同社の「B部門業務記録」を見ても、確認できる申立人の勤務は、同年9月29日までである。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、申立人から提出された退職月である昭和59年9月の給与明細書には、1か月の厚生年金保険料の控除が確認できるが、A社は、「申立期間当時の保険料控除は翌月控除であり、退職月を被保険者期間とする場合は、退職月の給与から2か月の保険料を控除していた。」としており、元社員の一人も翌月控除であったと陳述している。

加えて、別の元社員が保管していた給与明細書を見ると、資格取得月の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、厚生年金保険料を翌月控除していたと推認され、申立人の昭和59年9月の給与から控除されている厚生年

金保険料は、同年8月の保険料であると考えるのが相当である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 26 日から 56 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
当該期間は勤務していた会社がA社からB社へ変わった時期ではあったものの、就業場所は変わらずC社内であり、継続して勤務していたことは間違いない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の同社での被保険者資格の取得日と同一日の昭和 56 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人及び同僚は、申立期間当時にA社からB社が独立したとしているところ、商業登記簿において、昭和 55 年 4 月 7 日にB社が設立されていることが確認できるほか、社会保険事務所の記録から、B社の設立時の代表取締役及び前述の同僚ほか一人が、申立人と一緒に、同年 3 月 26 日に、A社で被保険者資格を喪失していること、及びこれら 3 人共、申立人と同様に、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが確認できる。

さらに、B社が保管する申立期間当時の総勘定元帳を見ると、同社において法定福利費として厚生年金保険料及び健康保険料が計上されているのは、昭和 56 年 6 月 1 日以降であり、申立期間については、労働保険料しか計上されていない。

加えて、B社の現在の事業主は、会社設立時から、A社とは経理を明確に区分していたと陳述しているが、申立期間当時に同社の経理を担当していた前事業主は既に死亡しているため、申立期間における保険料控除等の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5315 (事案 2436 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年から51年まで
② 昭和52年から55年まで

私は、申立期間①においてA社B工場でC業務に従事し、申立期間②においてD社に勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、厚生年金保険の加入期間が無く納得できない。

申立期間①及び②の同僚の名前と住所を提示するので、申立期間を厚生年金保険被保険者と認めるよう、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社は、「申立期間当時の人事記録は保存しているが申立人の名前は見当たらない。」としており、E健康保険組合及びF企業年金基金も「申立期間の記録は保存しているが申立人の名前は見当たらない。」としていることから、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人が勤務していたとするD社は、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いことから、厚生年金保険料が控除されていたと認められる特段の事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を証言できる同僚として、新たに二人の名前と住所を提示しているが、当該同僚二人に文書で照会したものの回答が返送されない上、申立人に対して、「現在療養中であり、文書による照会に返答するだけの能力がない。」「当時の事をよく覚えていないので文書による照会に返答できない。」と陳述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで

私は、平成 14 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで A 社で継続して勤務したが、この期間の社会保険事務所（当時）の記録では標準報酬月額が 15 万円から 28 万円の範囲になっており、同社から実際に支払われた給与額よりも標準報酬月額が低く記録されている。同社勤務時の給与支払明細があるので、申立期間について給与の実支給額に見合う標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を訂正し、訂正後の標準報酬月額に基づいて保険給付が行われるためには、事業主が給与から控除していたと認められる保険料額に相当する標準報酬月額と申立人が事業主から支払われていた給与総支給額に相当する標準報酬月額のいずれか低い方の金額を認定することが必要である。

A 社から提出された申立人に係る給与支払明細をみると、申立期間に支払われた毎月の給与総支給額（約 22 万 4,000 円から 34 万 2,000 円）が、社会保険庁（当時）に記録されている同期間に係る標準報酬月額（15 万円から 28 万円）を上回っていることが確認できる。このことについて同社は、申立人に係る標準報酬月額を誤って届け出たことを認め、平成 21 年 5 月 28 日に申立人に係る資格取得届、算定基礎届及び月額変更届の訂正・取消届を B 社会保険事務所（当時）に提出している（ただし、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、厚生年金保険法第 75 条により訂正後の標準報酬月額に基づく保険給付は行われぬ。）。

しかし、A社から提出された給与支払明細に記載された厚生年金保険料の控除額は、平成21年5月28日の訂正前の標準報酬月額に基づいた金額ないしはそれよりも低額となっており、給与総支給額に応じた標準報酬月額に見合った保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 52 年 11 月まで

私の夫は、昭和 42 年から 52 年まで A 市内にあった B 社に勤務していた。

B 社発行の給与明細書をみると厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁（当時）の記録では被保険者とされていない。

調査の上、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間について B 社で継続して勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険のオンライン記録において、B 社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、同社の元事業主は、申立期間につき同社は個人事業所であり、厚生年金保険には加入していなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料の控除は行っていなかったと陳述している。

さらに、申立人は B 社発行の給与支払明細書（昭和 45 年 5 月分から 48 年 4 月分まで）の「厚生年金控除欄」に記載された 500 円が厚生年金保険料であると申し立てしているところ、当該保険料額から推定できる標準報酬月額が 1 万 6,000 円となり、同給与支払明細書に記載された支給合計額（8 万から 12 万 5,250 円）と比して著しく低額であることから、当該保険料額が厚生年金保険料であったとは考え難い。

なお、当該厚生年金控除欄に記載された 500 円が何を目的とした控除であったかについて、B 社元事業主は不明と陳述している。

加えて、申立期間当時の同僚二人は、連絡先不明のため申立期間当時の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月7日から61年9月27日まで
私は、申立期間においてA社でB業務に従事していた。

在籍期間に係る標準報酬月額が、私と妻の記憶する当時の給与額と相当の差があり、A社及び社会保険事務所(当時)において、標準報酬月額の改ざんが行われた疑いがあるのではないかと思っている。

調査の上、私と妻の記憶する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が、申立人及びその妻の記憶する当時の給与額と比較して低額であると申し立てている。

しかし、A社総務人事部から提出された社会保険台帳を見ると、申立人に係る標準報酬月額の変遷が記録されており、この変遷は社会保険庁(当時)の記録と一致している。

また、A社総務人事部は、「社会保険台帳に記載されている標準報酬月額に基づく保険料を控除しており、この保険料額を超えての控除は無いと思う。」旨陳述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同一日に入社した複数の同僚の記録をみると、資格取得日時点の標準報酬月額は、申立人と同額であり、その後の標準報酬月額の変遷をみると、申立人と同程度の金額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが、同様の取扱いではなく低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A社総務人事部は、「当時の事務担当者に確認したところ、当時も標準報酬月額に係る決定通知書を本人に通知していた。」としており、同僚も、

「保険料の控除額について、会社から連絡があったと思う。」と陳述していることから、申立人は申立期間当時、自身の標準報酬月額について、知り得る機会があったものと考えられる。

このほか、申立人の記憶する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 26 日まで
社会保険事務所(当時)にA社に勤務していた期間の標準報酬月額を照会したところ、平成 12 年 10 月から退職するまでの期間について 34 万円であるという回答であった。同期間の月額給与は、37 万円であり、これに一致する雇用保険の記録もあるので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間について37万円の報酬月額を支払われていたことが認められる。

しかし、当該賃金台帳を見ると、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額(2万7,760円)は、標準報酬月額32万円に基づく金額であることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、申立人の実際の給与額と標準報酬月額の記録との差異について、「社会保険料を軽減させるため交通手当を含めずに、申立人に係る報酬月額として社会保険事務所へ届け出た。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 6 日から 39 年 12 月 21 日まで
② 昭和 39 年 12 月 26 日から 43 年 3 月 31 日まで

今迄は、厚生年金保険の加入期間が短期間のため、年金受給の期待は無かったが、平成 20 年 7 月に社会保険事務所（当時）で脱退手当金を支給済みと聞かされた。

A社は結婚のため退職したが、結婚の費用は親及び自身の貯金で賄った。脱退手当金が支給されるとされる時期は、既に専業主婦であり、脱退手当金は 2 万 1,719 円となっているが、夫の親との同居生活であり金銭的には困っておらず、一家の収入は 10 万円を超えていたので、脱退手当金を申請する理由も無い。

昔は、社会保険事務所の裁量で不透明な処理がされたことも聞いていたし、それらが最近露呈して問題になっているので、脱退手当金を支給済みといわれても覚えも無く信じ難いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社及びA社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁（当時）の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 6 月 12 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人のページを含む前後 13 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 3 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した者 10 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、ほかの事業所に移った 2 名を除く 8 名中、申立人を含め 4 名に

支給記録が確認でき、うち3名が資格喪失日から約4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 44 年 2 月 1 日から 45 年 7 月 21 日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、脱退手当金は受給していないとしている。

しかし、社会保険庁(当時)の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和45年8月31日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人に係るB社の同僚は「脱退手当金について会社の経理の人が話してくれた。手続すればお金がもらえると聞いて脱退手当金を請求した。手続は会社がしてくれたと思う。」と証言しているところ、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年ごろから44年ごろまでのうちの1年から2年
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間はA社B支店に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の現役員は、「私は、申立期間当時から当社に勤務しているが、C市に支店は無く倉庫を設置していた。申立人の氏名は記憶に無く、当社が保管する申立期間当時の人事記録にも申立人の氏名は記載されていない。繁忙期は下請業者も使っていたので、申立人は下請業者から派遣されてきていた人であることも考えられるが、現在では、当時の下請業者名等は不明である。」と陳述している。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元社員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、雇用保険の記録でも、申立期間に申立人がA社で被保険者となった記録は見当たらない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年ごろから平成 4 年 3 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書から、申立人が、平成 2 年 6 月から 4 年 3 月まで、A社で勤務していたことが認められる。

しかし、当該給料支払明細書の厚生年金保険料控除欄は空欄であり、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人に係る年金記録をみると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 7 月から 2 年 3 月までの期間及び同年 11 月から 4 年 3 月までの期間において、国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 52 年 5 月 16 日から平成 4 年 9 月 22 日まで国民健康保険に加入している。

加えて、申立人が記憶する同僚 4 人のうち 2 人は、A社における厚生年金保険加入記録が無い。

また、A社は、平成 4 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であるため、同社等から申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 40 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB職手帳における勤務の記録並びに事業主及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の事業主は、「申立期間当時は、すぐに辞める人が多かったことから、入社後1年程度は臨時雇用として雇用保険及び社会保険には加入させなかった。その後、勤務が継続しそうな人を正社員にして、社会保険等に加入させていたが、申立人は、正社員になる前に退職した」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元社員のうち所在が判明し聴取することができた7人中3人は、「A社には試用期間があった。」と陳述しており、そのうちの1人は、「入社後6か月程度経過してから厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、元社員2人は、本人が記憶している入社時期の4か月から7か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、必ずしも採用後すぐには社員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周

辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社のB部門に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

A社には、昭和 32 年 9 月から 35 年 12 月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元社員の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち、少なくとも昭和 34 年 3 月以降は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元社員のうち、所在が判明し連絡の取れた3人について、同社での被保険者期間と各人が記憶する勤務期間を比較すると、被保険者期間が勤務期間よりも1年8か月から3年短いことが確認できる。

また、当該3人のうち1人は、「自分は申立人より前から勤務していたと記憶している。」と陳述しているが、同人の資格取得日及び同喪失日は、申立人と同一である。

これらのことから、A社では、必ずしも社員の勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社でB部門担当の取締役であった申立期間当時の事業主の息子は、「給与計算等は本部で一括して行われており、自身は直接関与していなかった。また、当時の資料も保存していないので、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除等の状況は不明である。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 12 年 9 月 19 日まで

私は、代表取締役をしていたA社における申立期間の標準報酬月額が 15 万円に引き下げられている。

当時、月に 50 万円程度の報酬を得ており、標準報酬月額を引き下げる手続を行った覚えも無いので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 12 年 7 月 1 日までにおける標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成 12 年 9 月 19 日）より後の同年 9 月 26 日付けで、申立期間について、さかのぼって 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人提出の平成 7 年分から 9 年分までの確定申告書控えにより、申立期間のうち、当該期間の報酬は月額で 50 万円程度であったことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿及び申立人の陳述から、申立人が申立期間及び遡^{そきゅう}及訂正処理日において同社の代表取締役になっていることが確認できる。

また、不納欠損決議書によると、申立人は、平成 10 年 7 月 15 日からA社が適用事業所でなくなった日（平成 12 年 9 月 19 日）までの間、社会保険事務所（当時）に訪問又は架電し滞納保険料に係る交渉をしているのが確認できるほか、同社に係る適用事業所全喪届は、代表取締役である申立人が自ら提出していることが確認できることから、申立人が滞納保険料に係る交渉に直接関与し

ていることが認められる。

さらに、申立人の厚生年金保険年金証書から、申立人に係る標準報酬月額がさかのぼって減額されたことに伴って、申立人の在職老齢年金もさかのぼって支払われていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成7年10月1日から12年7月1日までにおける標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、オンライン記録により、申立期間のうち、平成12年7月1日から同年9月19日までについては、上記のように標準報酬月額をさかのぼって減額訂正された形跡は見当たらず、月額変更届により当初から15万円で届け出られていたことが確認できる上、申立人の厚生年金保険証書から、申立人に係る標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されたことに伴って、申立人の在職老齢年金もさかのぼって支払われていることが確認できることから、当該月額変更届を知り得る立場にあったと考えられる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、平成12年7月1日から同年9月19日までについては、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 16 日から 11 年 8 月 4 日まで

A社（現在は、B社。）で勤務した平成 2 年 4 月 16 日から 11 年 8 月 4 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が実際にもらっていた給与に比べて低くなっており納得できない。申立期間当時、給与は歩合制で、毎月、月例給与と成果給が支給されており、2枚の給与明細書をもらっていた。しかしながら、標準報酬月額は2つの給与を併せた総支給額を対象としておらず、月例給与のみが対象とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された月例給与及び成果給の給与明細書（平成 5 年から 11 年までの毎年 5 月分、6 月分及び 7 月分の計 21 か月分。）における厚生年金保険料控除額は、月例給与の額を基に所定の方法で算定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料となっている。

また、上記給与明細書における厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により、事業主が届出をした申立人の標準報酬月額で算定した厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

さらに、B社の人事部は、「成果給が毎月支払われていた理由について、ポ

一ナスの一部として前渡しすることを労働組合と会社の間で取り決めをしていたため、社員にも周知していたと思う。」旨陳述している。

加えて、申立人も、「成果給が標準報酬月額の対象にならないことについて、組合の集会で説明を受けた。」旨の陳述をしているほか、同僚の一人も、「成果給は年3回の賞与の前渡しで、標準報酬月額の算定対象外であった。」旨陳述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から27年8月1日まで

私は、申立期間においてA社で勤務し、B業務に従事していた。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述から、申立人が同社に勤務していたことが推認できるものの、在職期間は特定できなかった。

また、複数の同僚は、「申立期間当時のA社では、工場勤務する社員全員が、入社してしばらくの間は臨時雇い及び見習い期間として勤務しており、その期間は厚生年金保険料が控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、同僚の一人は、「私は昭和25年ごろにA社に入社したが、当時の工場勤務する社員は入社当初においてはみんな臨時雇いとなっていた。同社に入社して5か月ぐらいしてから、会社の仕事量が減り臨時雇いの社員は全員辞めさせられた。その後、再び同社に呼ばれて、27年4月から本雇いとなった。」と陳述している上、同社で給与計算を担当していた同僚も、「昭和26年ごろに会社の業績が悪くなって、臨時社員はいったん辞めさせられたことがあった。」と陳述している。

加えて、A社の同僚の一部については、オンライン記録において、後継会社であるC社で申立期間当時の加入記録が確認できるところ、申立人については同社における加入記録が確認できない上、人事を管轄するD社が保管するC社の社会保険台帳にも申立人の加入記録は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 25 日から 31 年 8 月 3 日まで

私は、A 県に所在する B 社（現在は、C 社。）に昭和 14 年 4 月 1 日に採用され、19 年 9 月 1 日から 20 年 8 月 30 日の D 連隊入営期間を除き、退職した 31 年 10 月 4 日まで住み込みで勤務し、E 業務に従事していた。

しかし、B 社に勤務していた期間のうち、申立期間については F 事業所として勤務を継続していたにもかかわらず、厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間について B 社 F 事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、B 社 F 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認でき、また、申立期間直後の 31 年 8 月 3 日から同年 10 月 4 日までは、申立人は B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚 10 人及び申立人が名前を挙げた同僚 2 人に照会を行ったところ、7 人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、C 社は、「法人化前の資料は残っておらず、申立人の申立期間における保険料控除は不明である。」と回答しており、申立期間における給与からの厚生年金保険料控除等について確認することはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げている B 社 F 事業所の社員について厚生年金

保険被保険者記録を調査したところ、いずれも申立人と同様に申立期間当時の被保険者記録は無いことから、事業主は同営業所に勤務していた社員については申立期間において厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月27日から47年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和39年6月10日に入社し、申立期間も含め47年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録をみると被保険者資格の取得日は昭和39年6月10日、離職日は41年8月26日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を喪失した際に健康保険証を返納したことを示す「証返」の文字が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、当該事業所の現事業主は、「申立期間当時の社員に関する資料は保管しておらず、申立人が申立期間において当事業所に勤務していたことを確認することはできないが、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することは無い。」と陳述している。

加えて、申立人が名前を挙げたほかの同僚は、既に亡くなっているか所在不明のため申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 11 日から 32 年 11 月 15 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社B工場での勤務期間及びC社での勤務期間について、それぞれの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

私は、C社での勤務期間に係る脱退手当金は受給したが、A社B工場での勤務期間に係る脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社B工場での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和33年1月28日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計3ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、その全員に脱退手当金の支給記録があり、うち11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に対しては、申立期間後に勤務したC社での厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられ

るべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続き受給したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続きが行われたものとするのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、「脱」の表示及び「33. 1. 28」の表示が記載されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が昭和 33 年 1 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、当該表示は脱退手当金に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

加えて、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 2 日から 42 年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた昭和 37 年 4 月 2 日から 42 年 4 月 1 日までに係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義は認められないとともに、申立人の脱退手当金は、同請求書に記載された申立人の実家の住所地に近いB郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることが確認でき、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の実家の住所地宛に送付され、同郵便局で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和42年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。